

**第9期**  
**長瀨町高齢者福祉計画**  
**介護保険事業計画**  
**【令和6年度～令和8年度】**

**令和6年3月**  
**埼玉県長瀨町**



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	3
第2節 第9期介護保険事業計画の基本指針 .....	4
第3節 計画の概要 .....	6
第2章 長瀬町の現状 .....	9
第1節 人口と世帯の状況 .....	11
第2節 介護保険被保険者の状況 .....	14
第3節 介護保険事業の状況 .....	19
第4節 アンケート調査からみる現状 .....	22
第5節 高齢者を取り巻く主な課題 .....	32
第6節 将来推計 .....	34
第3章 計画の基本的な考え方 .....	39
第1節 計画の基本理念 .....	41
第2節 計画の基本目標 .....	42
第3節 施策体系 .....	45
第4節 日常生活圏域の設定 .....	46
第4章 高齢者福祉施策 .....	47
第1節 在宅福祉サービスの充実 .....	49
第2節 地域福祉活動の推進 .....	54
第3節 生活の場と居場所の提供 .....	56
第4節 生きがい活動の推進 .....	60
第5節 福祉のまちづくり .....	62
第5章 介護保険事業 .....	63
第1節 介護サービスの現状と今後の見込み .....	65
第2節 地域支援事業の現状と今後の見込み .....	77
第3節 保険料の算定 .....	95

第6章 計画の推進体制 .....	99
第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	101
第2節 介護給付適正化の推進 .....	105
第3節 計画の進行管理と事業の評価 .....	106
資料編 .....	107
1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱 .....	109
2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿 .....	111
3 計画策定の経緯 .....	112
4 秩父圏域の介護施設一覧 .....	113
5 用語解説 .....	115

# 第1章 計画の策定にあたって



## 第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に創設されてから20年以上が経過し、介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

本町では、介護保険制度の開始以降、8期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定してきました。

第8期計画（令和3年度～令和5年度）においては、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムを推進してきました。

第9期計画（令和6年度～令和8年度）では、計画期間中にすべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えることとなります。本町では、65歳以上の高齢者人口がピークを迎え、減少傾向で推移するなか、75歳以上の後期高齢者は増加傾向で推移し、要支援・要介護認定者が増加する一方、生産年齢人口が減少していくことが見込まれます。また、75歳以上の後期高齢者が令和10年頃にピークを迎えるとともに、高齢化率は上昇を続け、令和22（2040）年には50%を超えることが見込まれます。

そのため、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、また、団塊ジュニア世代が75歳を迎える令和32（2050）年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズや生活支援ニーズ等の見込みを踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策等を検討し、計画を策定することが重要となります。

本町では、このような状況を踏まえ、高齢者がいつまでもはつらつとした生活が送れるよう、在宅サービスの充実や住民の主体的な活動を支援し、「健康で はつらつとした 長寿のまちの創造」を実現するため、「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## 第2節 第9期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第9期計画策定のための基本指針の主なポイントは次のとおりです。

### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供

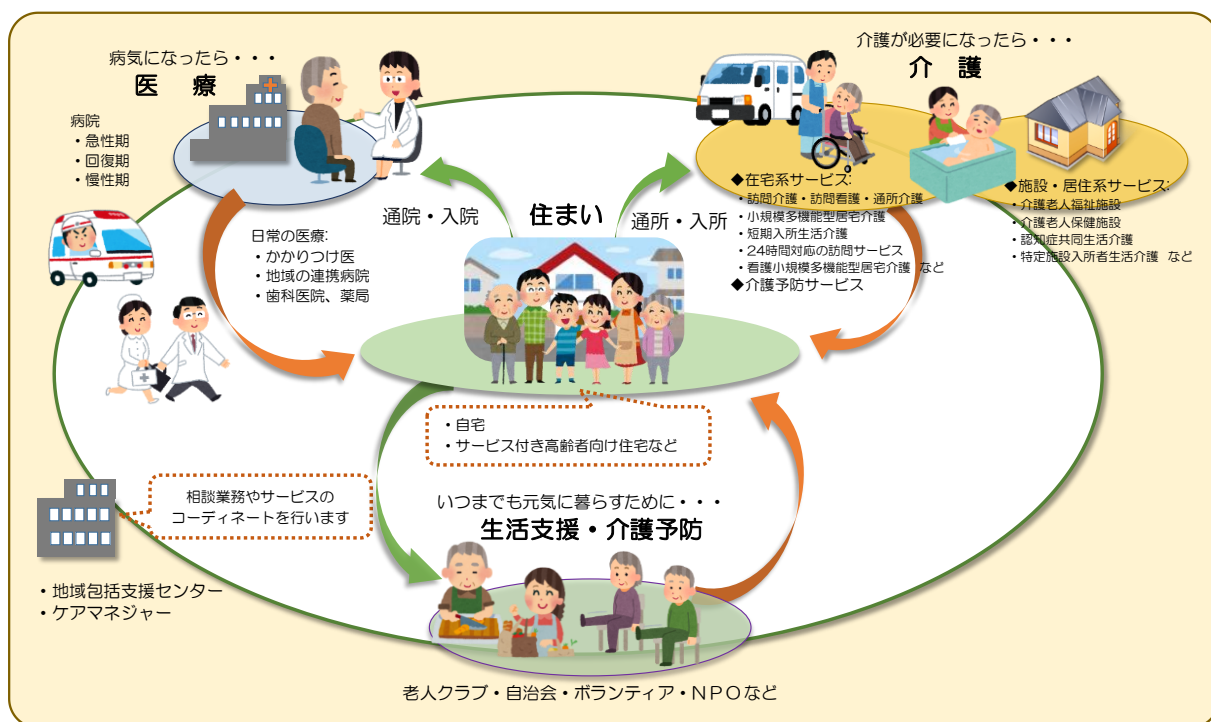


- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

#### ■地域包括ケアシステムのイメージ図



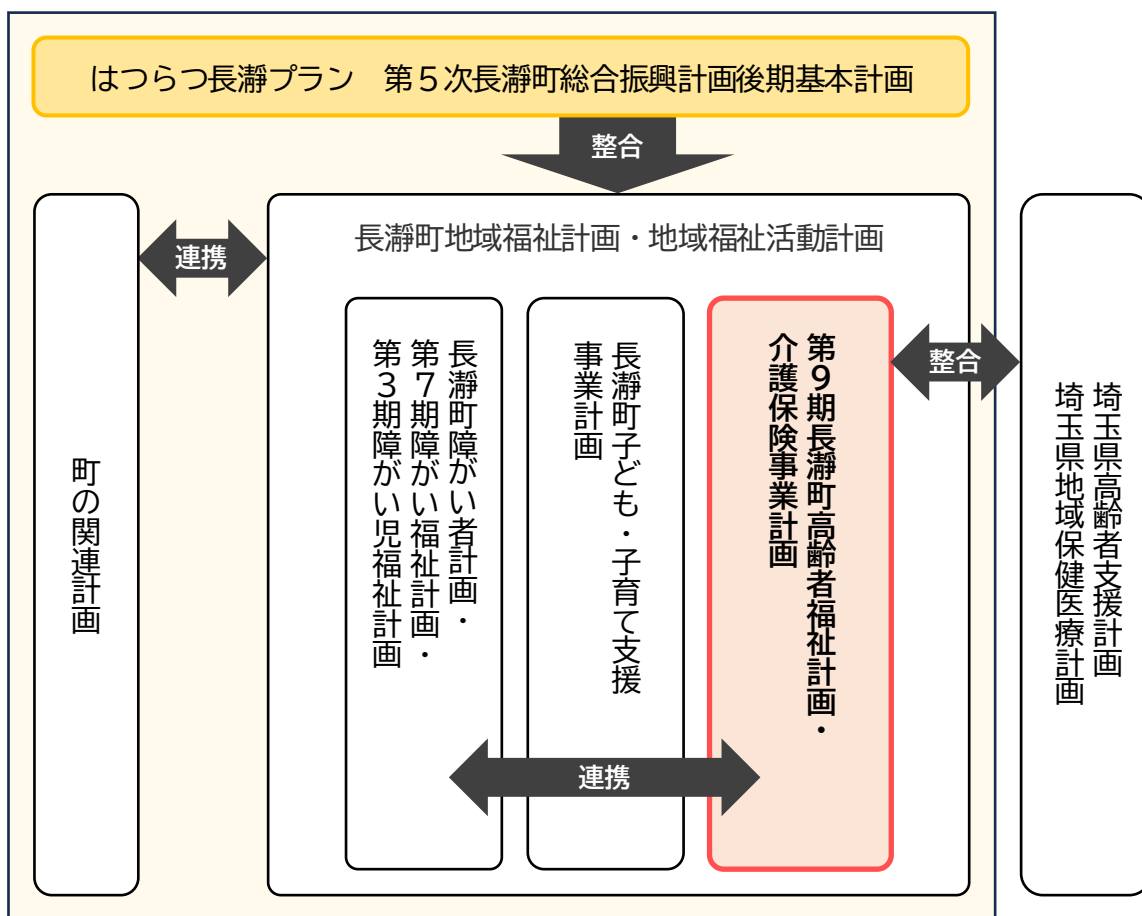
## 第3節 計画の概要

### 1 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の供給体制の確保について定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定める計画です。

本計画は、高齢者に関するすべての施策・事業を包括するものとして、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するとともに、「第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りつつ、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。

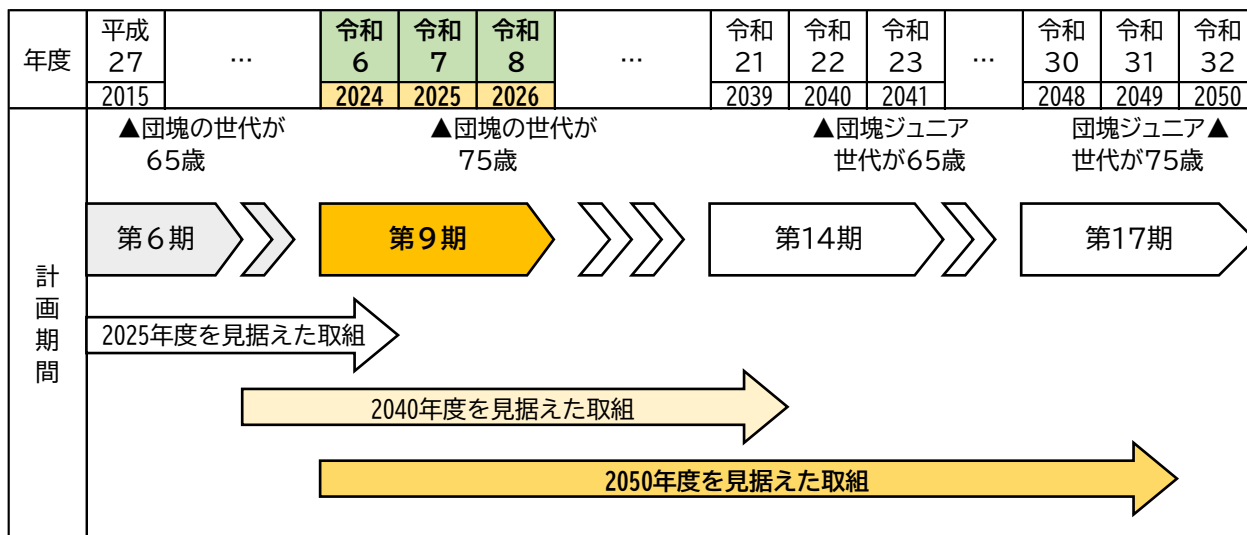
また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえるとともに、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」や「埼玉県地域保健医療計画」、他の関連計画等との整合性を確保します。



## 2 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までを目標年度とする3か年計画です。

### ■計画の期間



## 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健医療、福祉、介護等に関する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者等により構成される「長瀬町健康福祉推進委員会」において検討・審議を行いました。

また、本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

さらに、本計画に対して、町民からの幅広い意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 長瀬町の現状

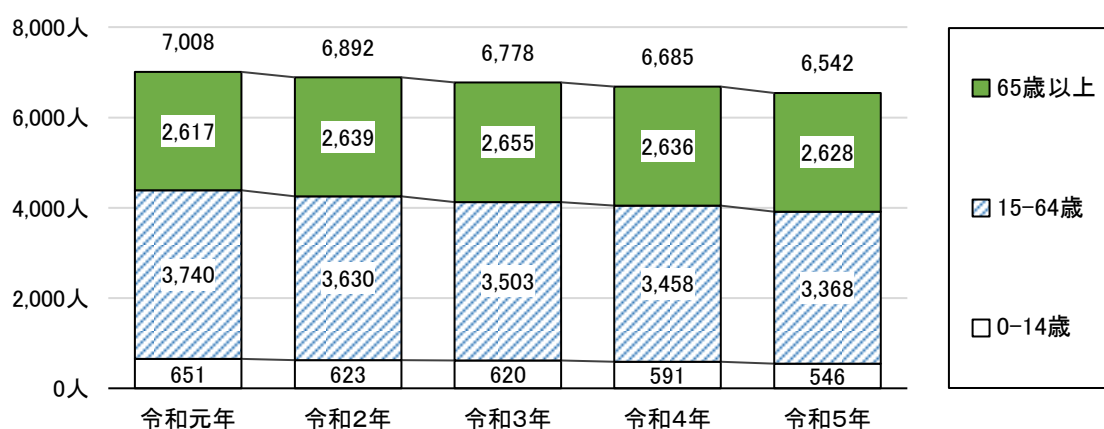


## 第1節 人口と世帯の状況

### 1 人口の推移

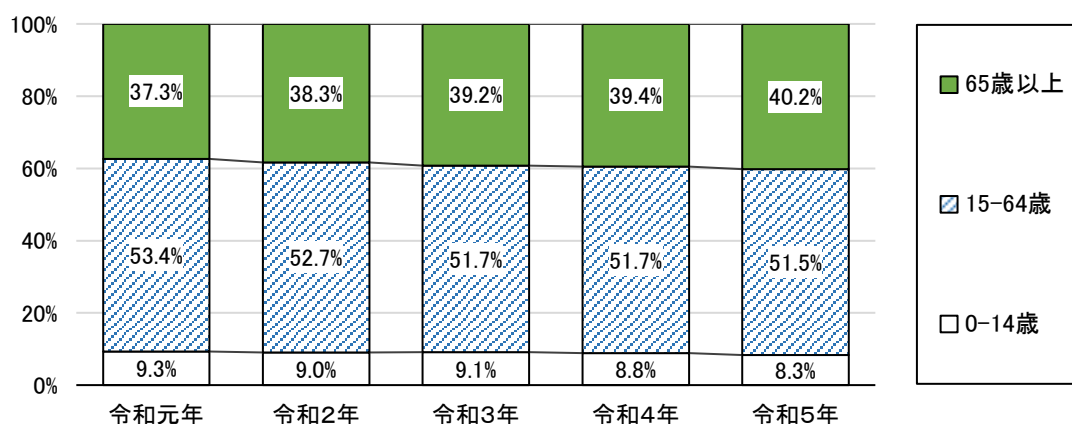
本町の総人口は年々減少しています。増加傾向にあった65歳以上の高齢者人口も令和3年をピークに減少に転じています。また、高齢者人口の減少が比較的緩やかであるため、高齢化率は年々上昇し、令和5年には40.2%となっています。

#### ■人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

#### ■人口の構成比



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

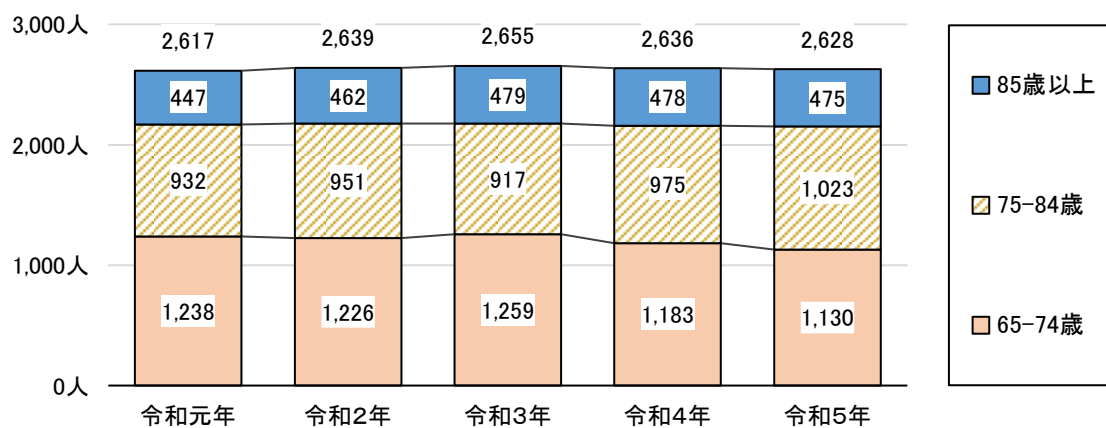
※端数処理の関係で割合の合計が100%にならない場合があります。以降同じ。

## 2 高齢者人口の推移

本町の高齢者人口を年齢区分別にみると、令和3年から令和5年にかけて、65～74歳の前期高齢者が年々減少しているのに対し、75～84歳が増加しています。85歳以上は横ばいで推移しています。

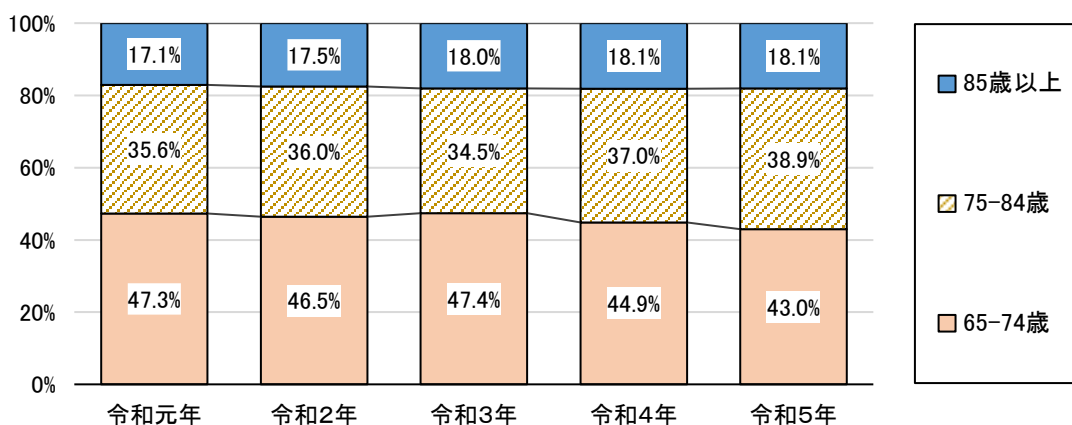
構成比をみると、75歳以上の後期高齢者が過半数を占めており、その割合は令和4年以降上昇していることがうかがえます。

### ■ 高齢者人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

### ■ 高齢者人口の構成比



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)



### 3 高齢者のいる世帯の状況

本町における、高齢者を含む世帯は増加を続けており、令和2年には一般世帯の63.8%にあたる1,657世帯に高齢者がいる状況です。また、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯のいずれも増加を続けており、令和2年には高齢独居世帯が394世帯、高齢夫婦世帯が459世帯となっています。

全国及び埼玉県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は全国及び埼玉県を大きく上回っている状況です。また、高齢独居世帯と高齢夫婦世帯の一般世帯に占める割合をみると、いずれも全国及び埼玉県を大きく上回っています。

#### ■世帯数の推移

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	2,631	2,703	2,710	2,642	2,599
高齢者を含む世帯※	1,260	1,376	1,523	1,602	1,657
一般世帯に占める割合	47.9	50.9	56.2	60.6	63.8
高齢独居世帯※	167	216	279	348	394
一般世帯に占める割合	6.3	8.0	10.3	13.2	15.2
高齢夫婦世帯※	266	337	392	425	459
一般世帯に占める割合	10.1	12.5	14.5	16.1	17.7

資料：国勢調査

#### ■長瀬町と全国及び埼玉県の高齢者を含む世帯数・構成比（令和2年）

単位：世帯、%

	全国	埼玉県	長瀬町
一般世帯	55,704,949	3,157,627	2,599
高齢者を含む世帯	22,655,031	1,240,902	1,657
一般世帯に占める割合	40.7	39.3	63.8
高齢独居世帯	6,716,806	332,963	394
一般世帯に占める割合	12.1	10.5	15.2
高齢夫婦世帯	6,533,895	376,464	459
一般世帯に占める割合	11.7	11.9	17.7

資料：国勢調査

※高齢者を含む世帯…65歳以上の高齢者がいる一般世帯

※高齢独居世帯…65歳以上の高齢者一人のみの一般世帯

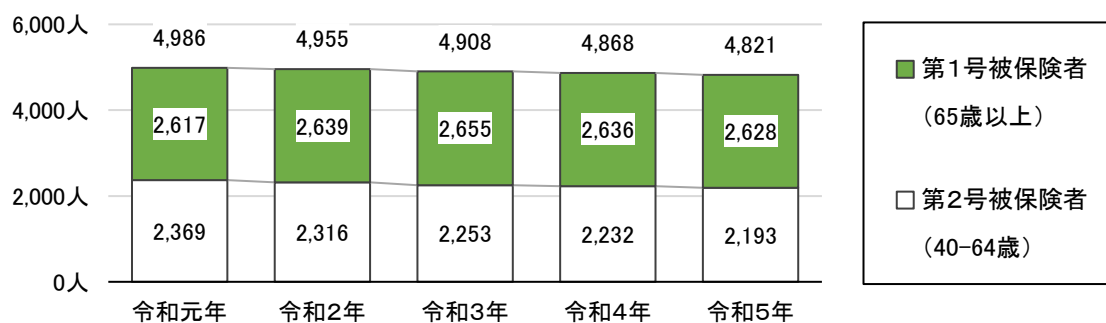
※高齢夫婦世帯…夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

## 第2節 介護保険被保険者の状況

### 1 被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々減少しています。令和4年以降は、第1号被保険者及び第2号被保険者ともに減少しています。

■被保険者数の推移



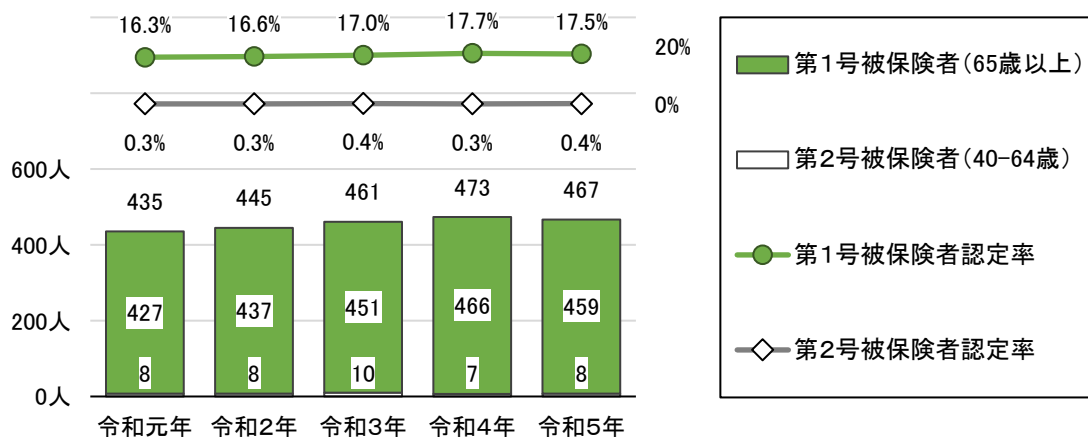
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

### 2 要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和5年では459人で、認定率は17.5%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は10人前後の横ばいで推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)

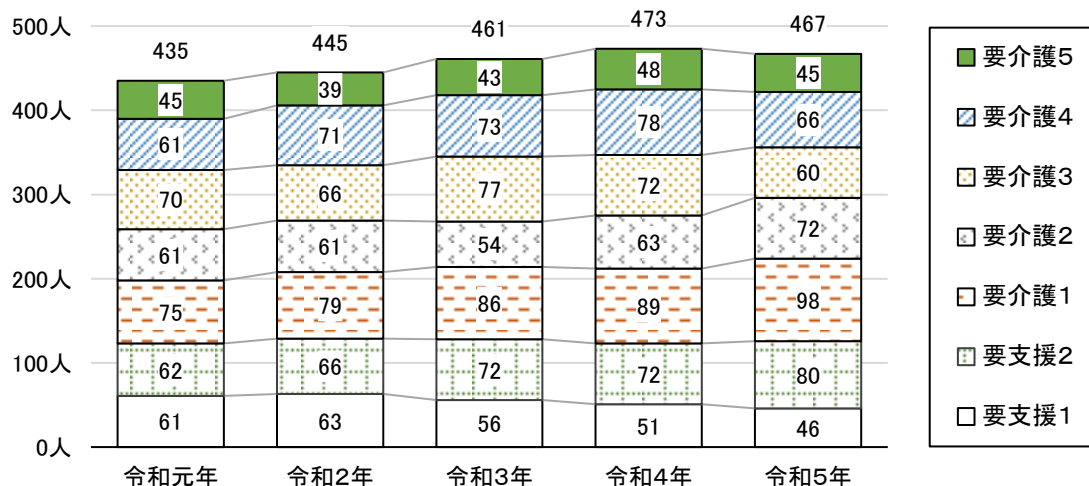
要介護度別にみると、要介護1が最も多く、令和5年では全体の21.0%となっています。

要介護3以上の割合は、合計すると40%前後で推移しており、令和5年では36.6%となっています。内訳をみると、令和4年から令和5年にかけて要支援2から要介護2の占める割合が高くなっています。

要支援認定者については、令和5年では126人で全体の27.0%となっています。

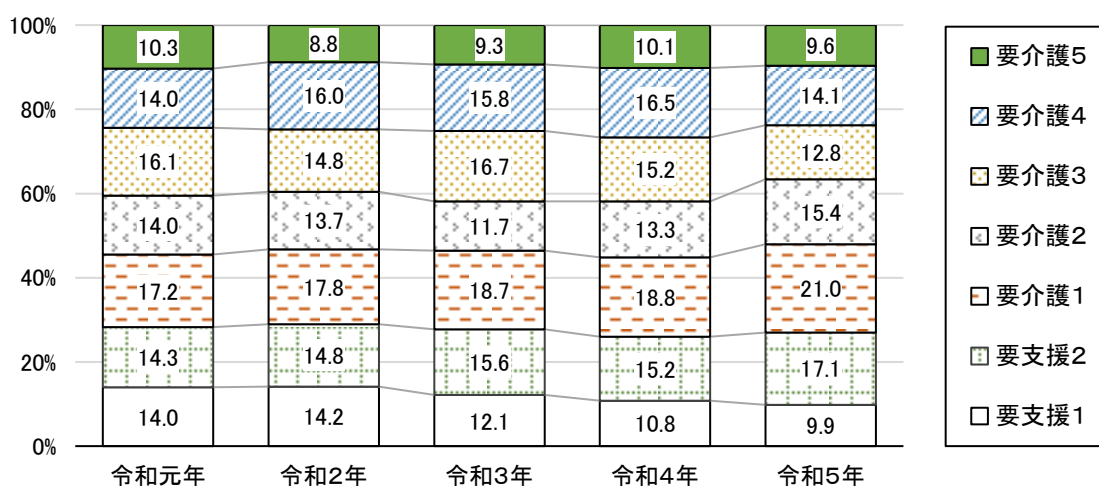
■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）

【要介護度別】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

【構成比】



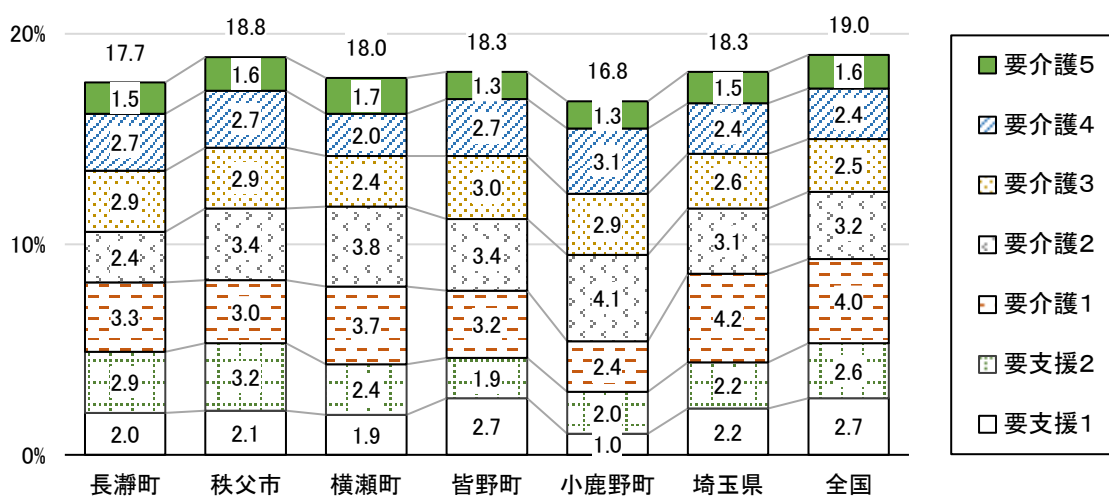
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

### 3 調整済み認定率の比較

本町の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は17.7%で、全国及び埼玉県より低く、近隣の自治体との比較では小鹿野町に次いで低くなっています。

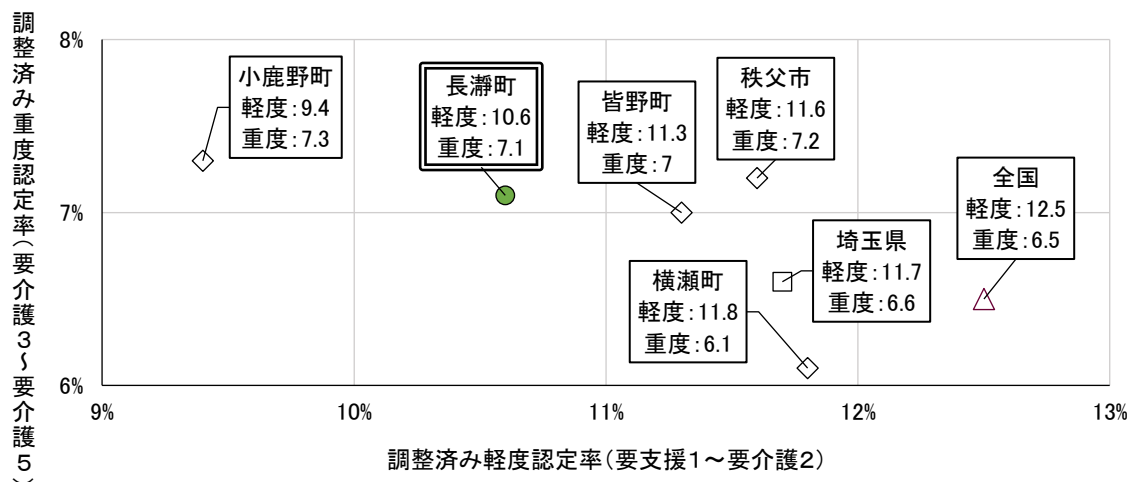
調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援1～要介護2）は小鹿野町に次いで低くなっていますが、重度認定率（要介護3～5）は全国及び埼玉県より高い水準になっています。

■近隣自治体及び全国・埼玉県との比較（調整済み認定率）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年）

■近隣自治体及び全国・埼玉県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）



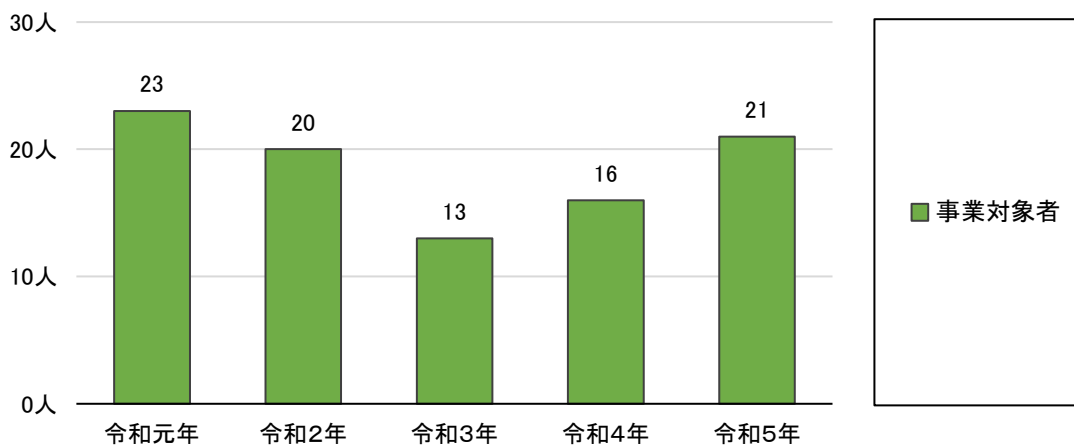
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年）

## 4 事業対象者数の推移

本町では、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業（77頁）を開始しています。

事業対象者は20人前後で推移しており、令和5年では21人となっています。

### ■事業対象者数の推移



資料:町福祉介護課(各年9月末現在)

## 5 認知症高齢者数の推移

本町の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、増加傾向にあり、要支援・要介護認定者全体に占める割合は、令和4年では65.2%となり過去5年間で最も高い割合となっています。

### ■ 認知症高齢者数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自立	120	130	113	99	75
I	103	100	83	77	60
Ⅱ	126	139	162	152	115
Ⅲ	123	114	107	114	93
Ⅳ	38	36	32	37	44
M	0	1	1	2	1
合計	510	520	498	481	388
Ⅱ以上	287	290	302	305	253
合計に占める割合	56.3%	55.8%	60.6%	63.4%	65.2%

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末現在）

### ■ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

I：なんらかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする

Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

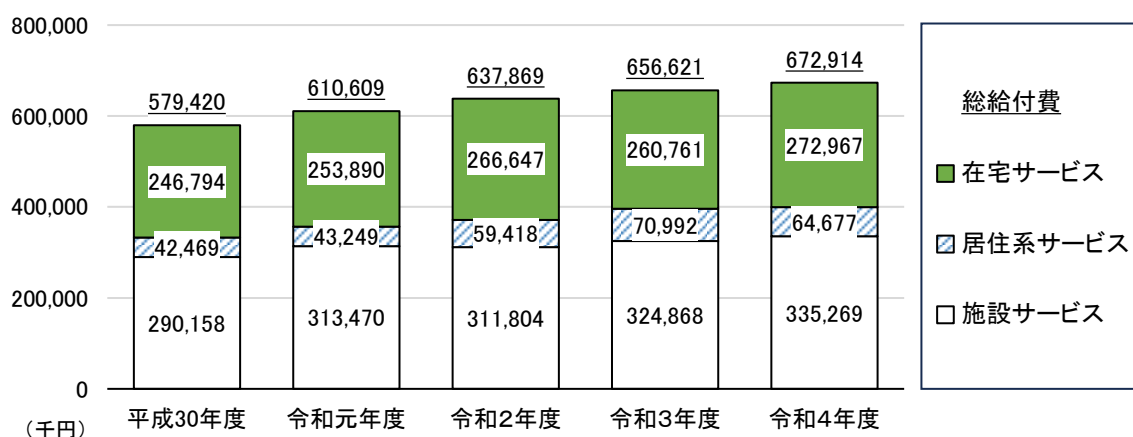
## 第3節 介護保険事業の状況

### 1 介護給付費の推移

本町の介護給付費は、年々増加しており、令和4年度では6億7千2百万円となっています。平成30年度と比較すると約1.16倍となっています。

各サービスともに増減はあるものの、平成30年度と比較するとすべてのサービスにおいて給付費が増加しており、令和4年度の施設サービスは約3億3千5百万円、在宅サービスは約2億7千2百万円、居住系サービスが約6千4百万円となっています。

#### ■ 介護給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

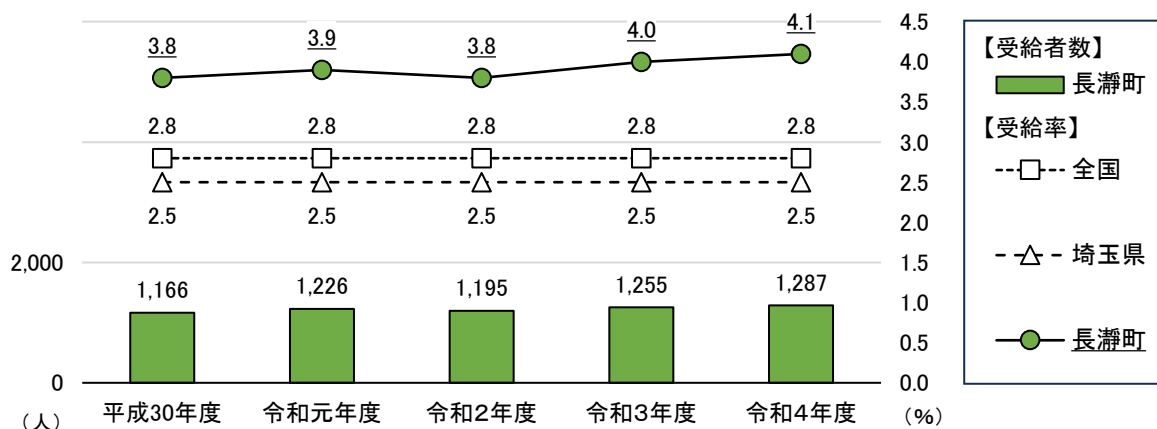
※端数処理の関係で合計が合わないことがあります。以降同じ。

## 2 受給者数・受給率の推移

### (1) 施設サービス

施設サービスの受給者数は増加傾向で推移しており、令和4年度は1,287人となっています。受給率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■受給者数・受給率の推移（施設サービス）

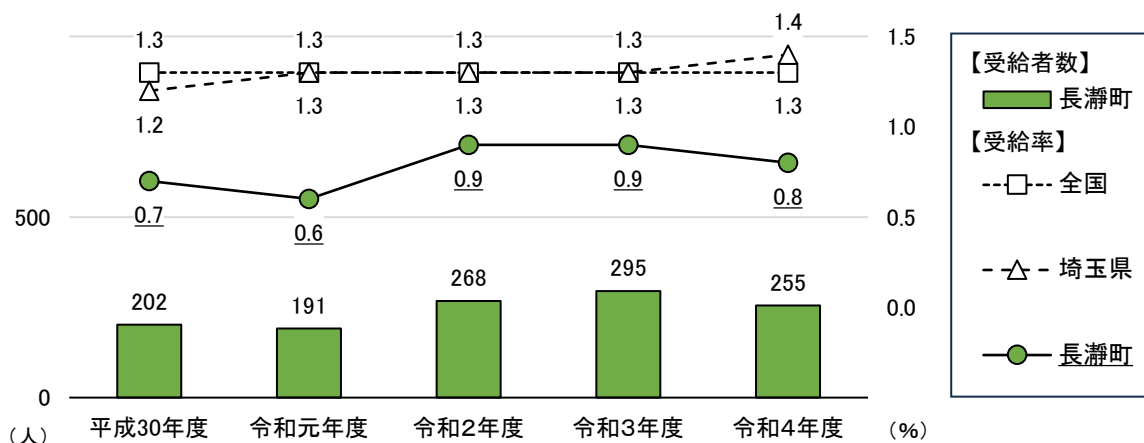


資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)

### (2) 居住系サービス

居住系サービスの受給者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度は255人となっています。受給率は全国及び埼玉県より低くなっています。

■受給者数・受給率の推移（居住系サービス）



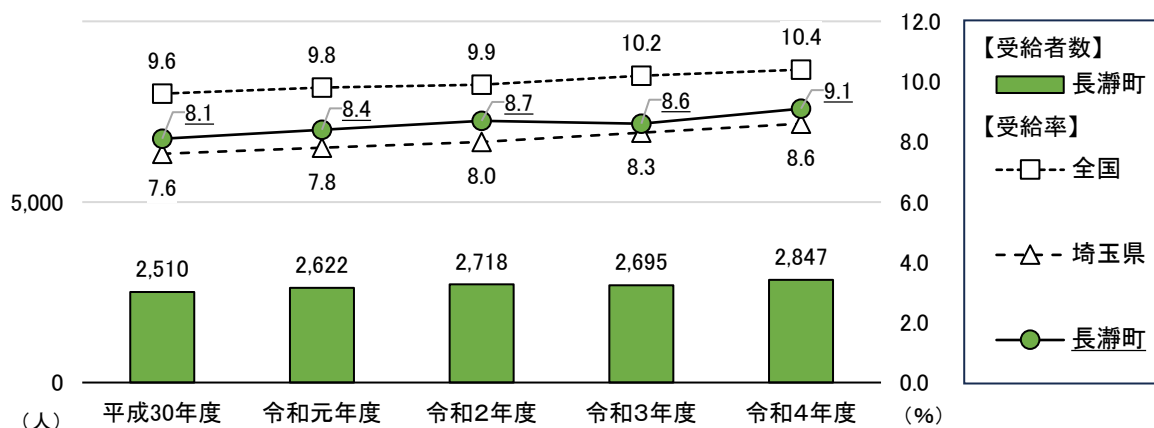
資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値)



### (3) 在宅サービス

在宅サービスの受給者数は増加傾向で推移しており、令和4年度では2,847人となっています。受給率は全国より低く、埼玉県より高い水準で推移しています。

#### ■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（平成30～令和2年度は年報値、令和3、4年度は月報値）

#### ■各サービスの解説

区分	概要
施設サービス	「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「介護医療院」 「介護療養型医療施設（令和5年度末で廃止）」
居住系サービス	「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」 「地域密着型特定施設入居者生活介護」
在宅サービス	「訪問介護」「訪問リハビリテーション」等の訪問系サービス 「通所介護」「通所リハビリテーション」等の通所系サービス 「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」の短期入所系サービス 「特定施設入居者生活介護」の居住系サービス 「福祉用具貸与」「住宅改修費」等の住環境の改善 「地域密着型通所介護」「認知症対応型通所介護」等の地域密着型サービス

## 第4節 アンケート調査からみる現状

### 1 調査概要

#### (1) 調査の目的

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、高齢者の生活状況やサービスニーズ等を把握し、要介護状態になるリスクの発生状況や地域の抱える課題を分析することを目的として実施しました。また、「在宅介護実態調査」は、介護者の抱える不安や就労状況等を把握し、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を分析することを目的として実施しました。

#### (2) 調査の概要

調査の種類	調査の対象	調査の方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者、総合事業対象者、要支援認定を受けている方	郵送調査法	令和5年1月6日（金）～1月20日（金）
在宅介護実態調査	65歳以上で在宅の要支援・要介護認定を受けている方		

#### (3) 配布・回収の結果

調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000人	741人	74.1%
在宅介護実態調査	300人	163人	54.3%

#### (4) 集計にあたって

- 回答は、各質問の回答該当者数を基数とした百分率（％）で示しており、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可能な回答項目については、その項目に対して有効な回答数を基数として比率算出を行っているため、回答比率の合計は100.0%を超えています。
- 集計表では、その設問に対して回答することのできる対象者数を「n」と表記しており、その数を表示しています。

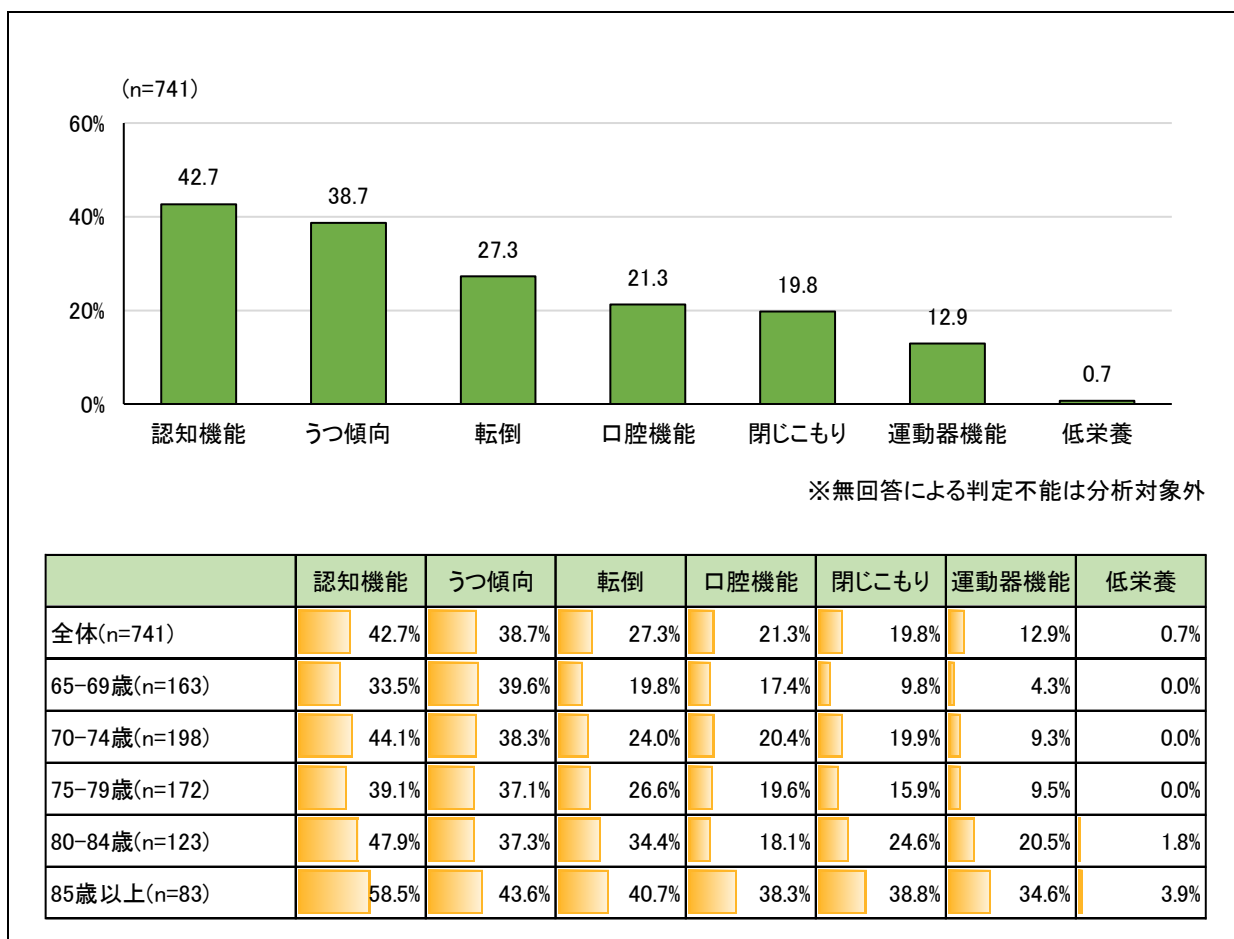
## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (1) 生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」の低下リスク該当者割合が42.7%で最も高く、以下「うつ傾向」が38.7%、「転倒」が27.3%、「口腔機能」が21.3%、「閉じこもり」が19.8%、「運動器機能」が12.9%、「閉じこもり」が19.8%などとなっています。

すべての項目において、年齢階層が高いほどリスク該当者割合も高くなる傾向がみられており、85歳以上では特に高く「認知機能」が58.5%、「うつ傾向」が43.6%、「転倒」が40.7%、「閉じこもり」が38.8%、「口腔機能」が38.3%などとなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合

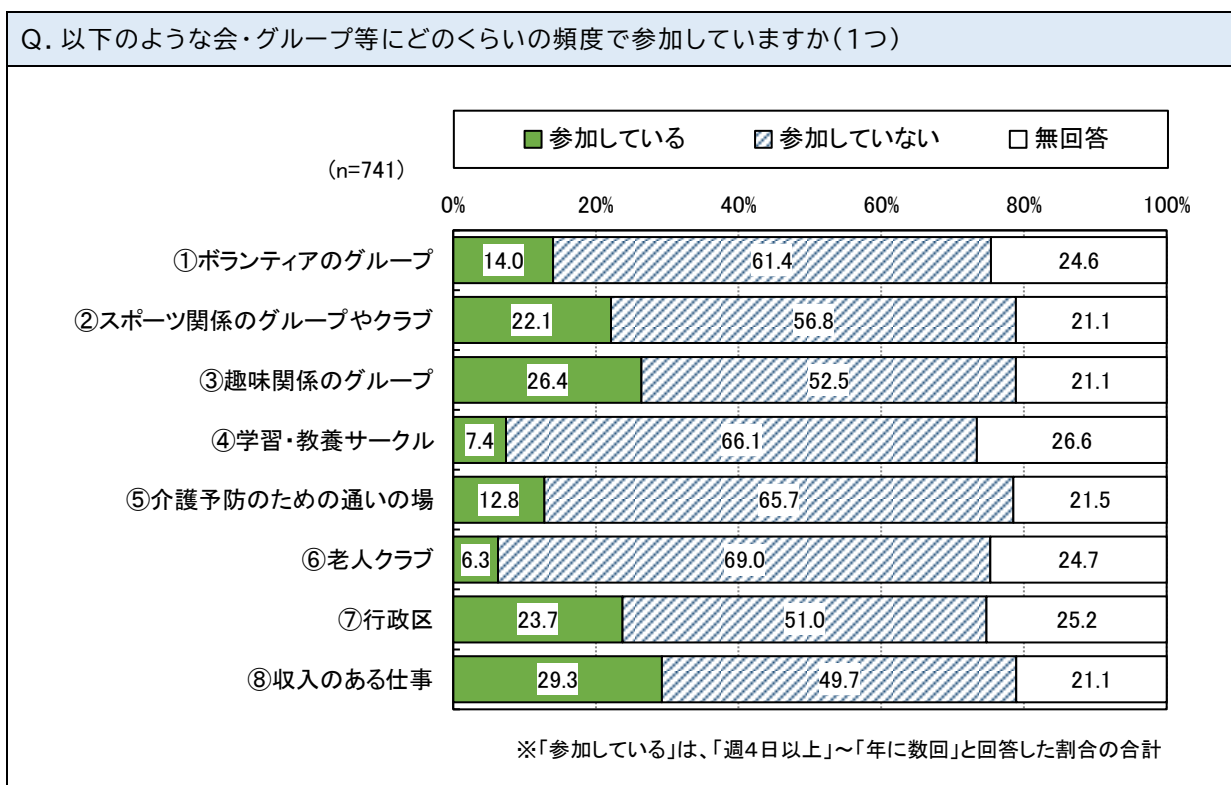


## (2) 地域での活動について

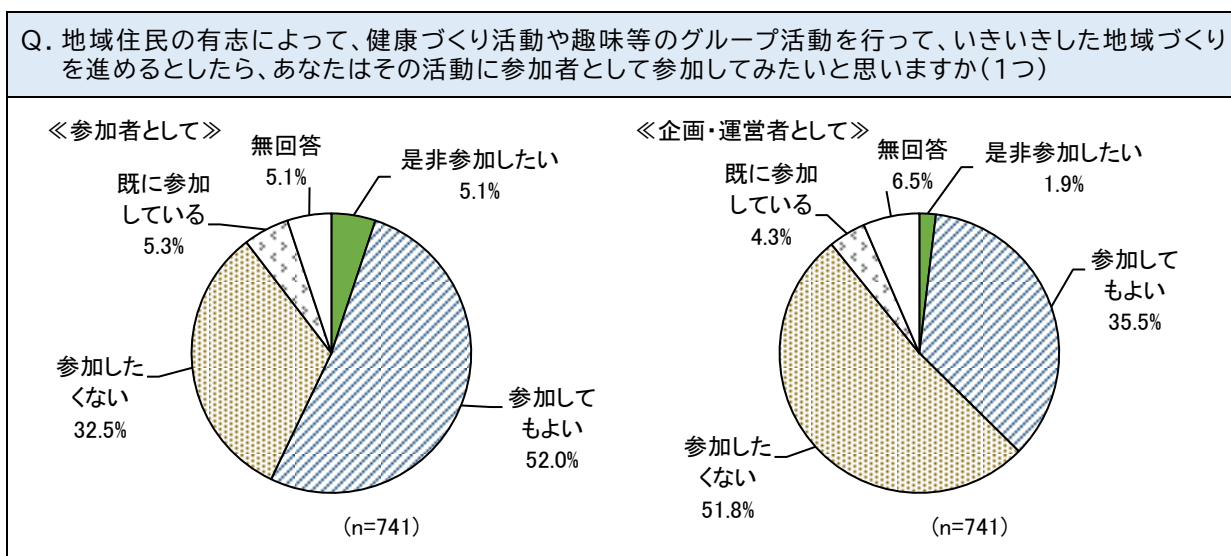
会・グループ等への参加状況は、「収入のある仕事」が29.3%で最も多く、以下「趣味関係のグループ」が26.4%、「行政区」が23.7%などとなっています。

地域づくりの参加意向（是非参加したい+参加してもよい+既に参加している）は、参加者としては62.4%、企画・運営者としては41.7%となっています。

### ■会・グループ等への参加状況



### ■地域づくりへの参加意向

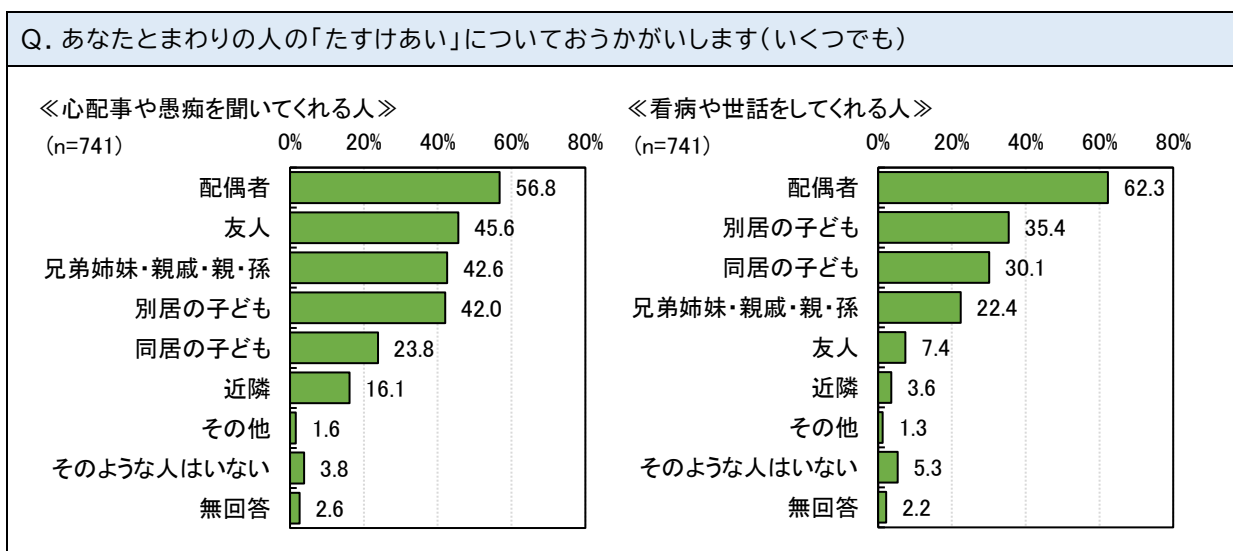


### (3) 助け合いについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が56.8%で最も多く、以下「友人」が45.6%「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が42.6%などとなっています。

病気の際の看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が62.3%で最も多く、以下「別居の子ども」が35.4%、「同居の子ども」が30.1%などとなっています。

#### ■あなたとまわりの人の「たすけあい」



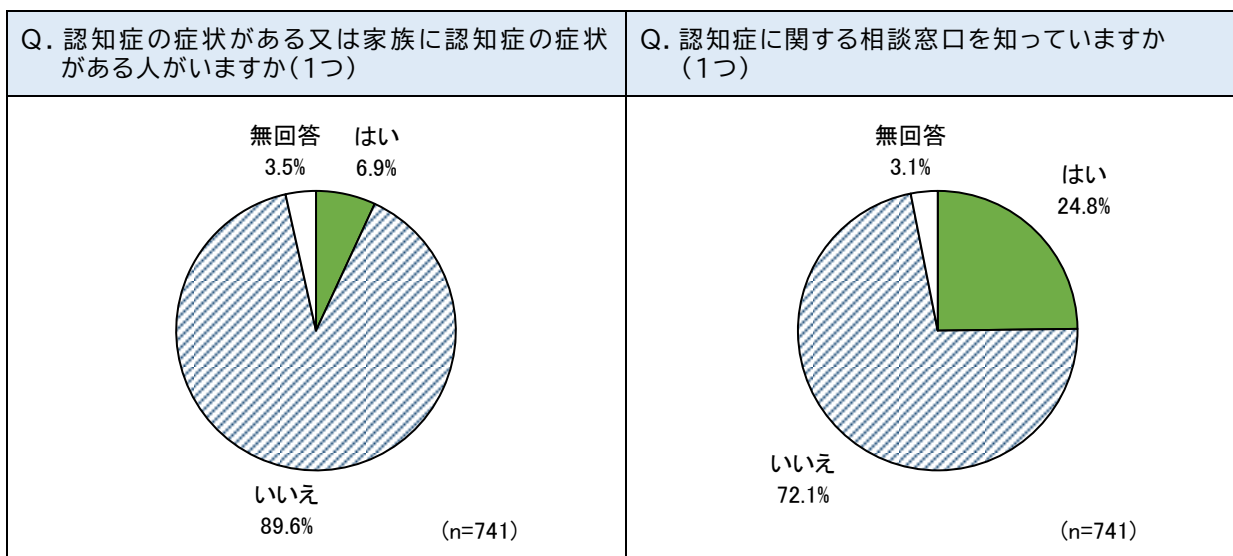
### (4) 認知症について

自分又は家族の認知症の症状の有無について、「はい」が6.9%となっています。

認知症に関する相談窓口の認知度については、「いいえ」(知らない)が72.1%、「はい」(知っている)が24.8%となっています。

#### ■認知症の症状の有無

#### ■認知症の相談窓口の認知度



### (5) 健康について

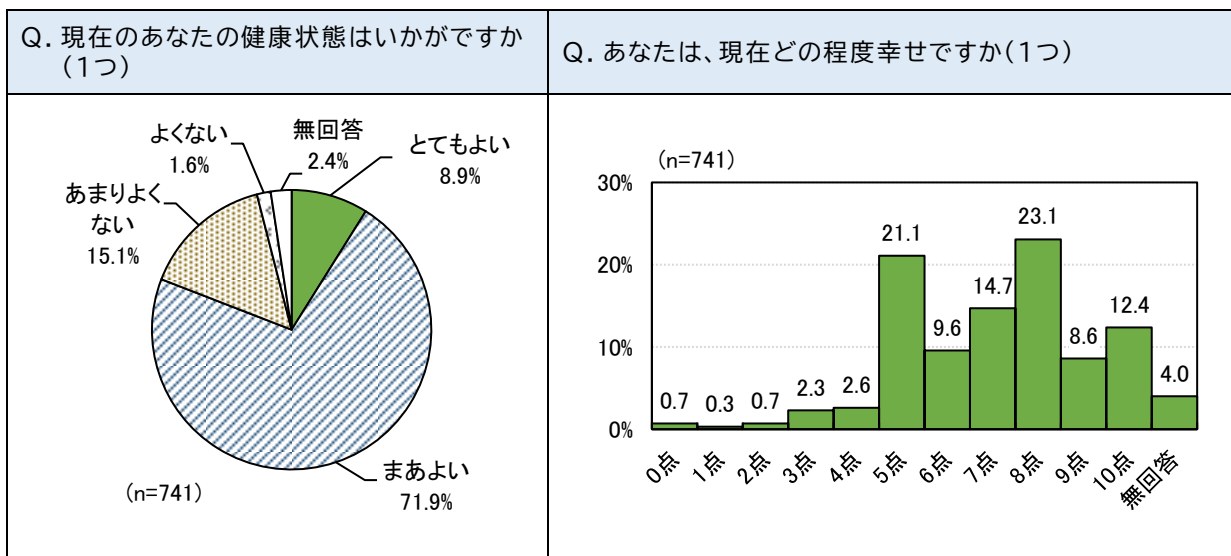
現在の健康状態は、「とてもよい」が8.9%、「まあよい」が71.9%で、合わせると80.8%となっています。

現在の幸福度は、5点以上が89.5%を占めており、平均点は7.0点となっています。

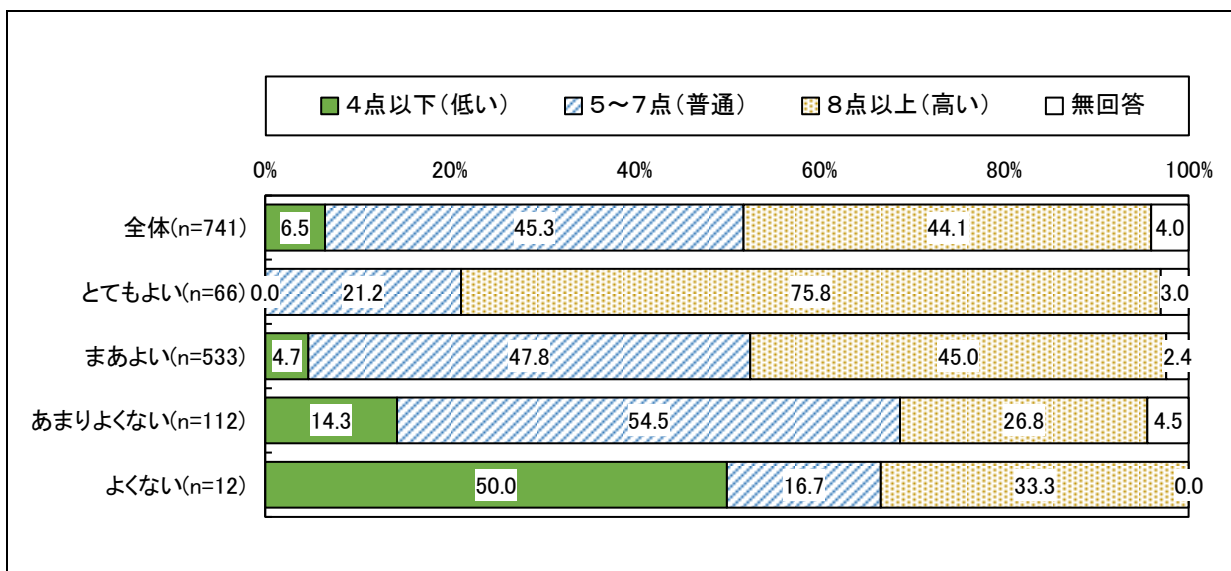
現在の健康状態と現在の幸福度の関連をみると、健康状態がよいほど幸福度も高くなる傾向がみられます。

#### ■現在の健康状態

#### ■現在の幸福度



#### ■現在の健康状態×現在の幸福度

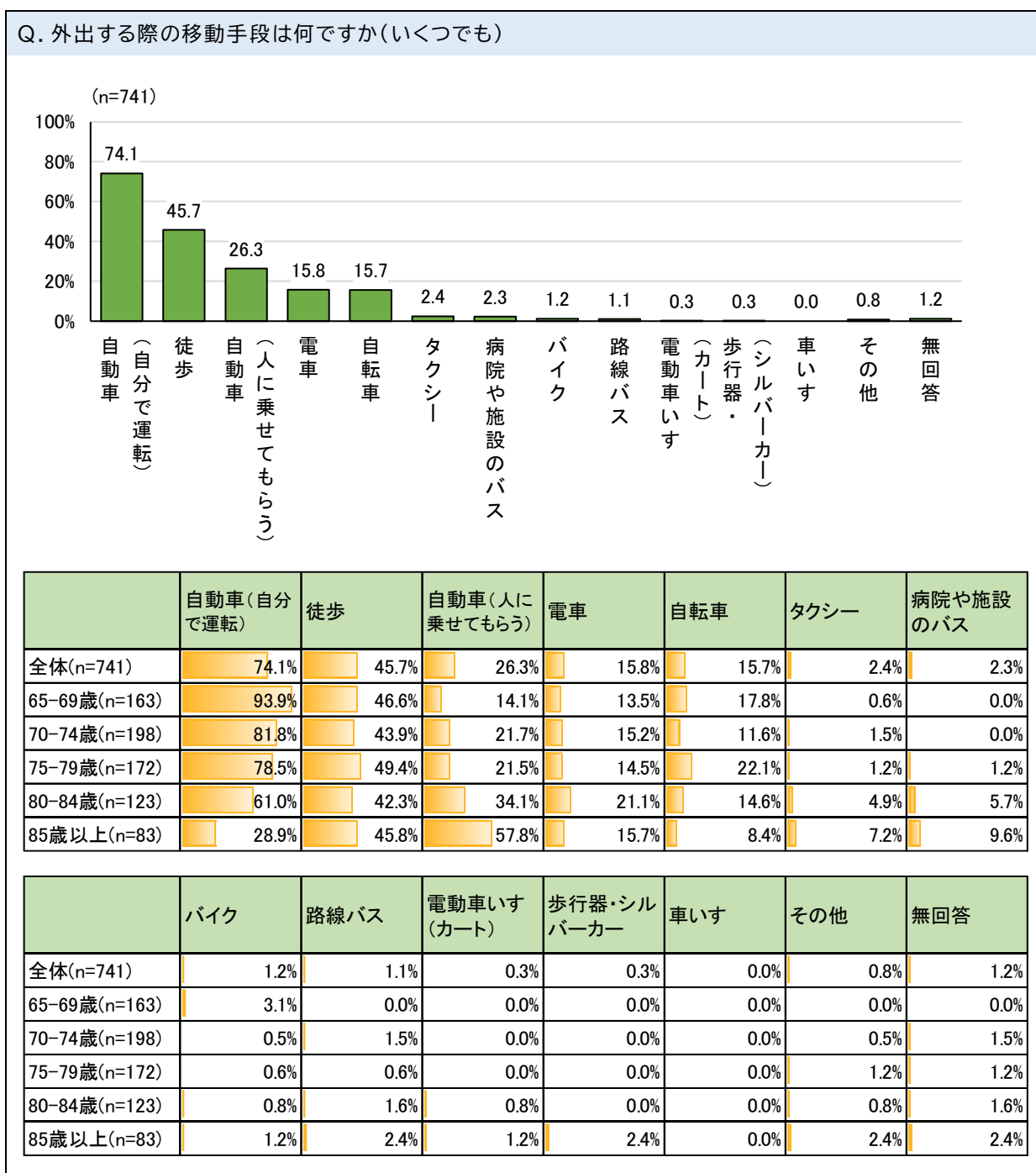


### (6) 外出する際の移動手段

外出する際の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が74.1%で最も多く、以下「徒歩」が45.7%、「自動車（人に乗せてもらう）」が26.3%、「電車」が15.8%などとなっています。

年齢別で見ると、85歳以上では「自動車（自分で運転）」や「自転車」などの自力での移動が大きく減少し、「自動車（人に乗せてもらう）」や「タクシー」、「病院や施設のバス」の割合が他の年齢より高くなっています。

#### ■ 外出する際の移動手段



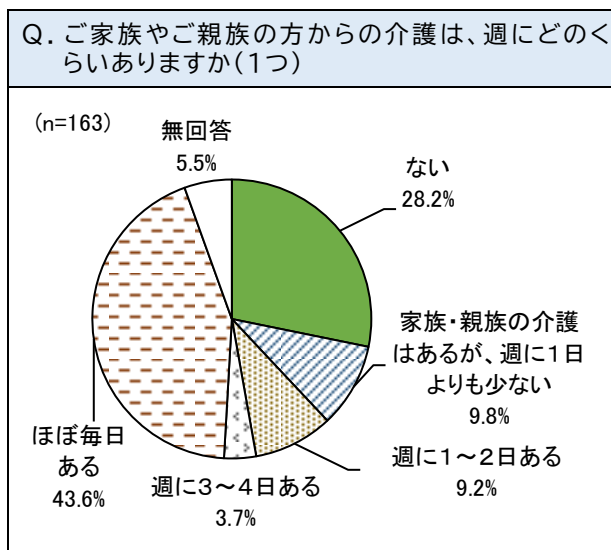
### 3 在宅介護実態調査

#### (1) 在宅で介護を担っている家族や親族

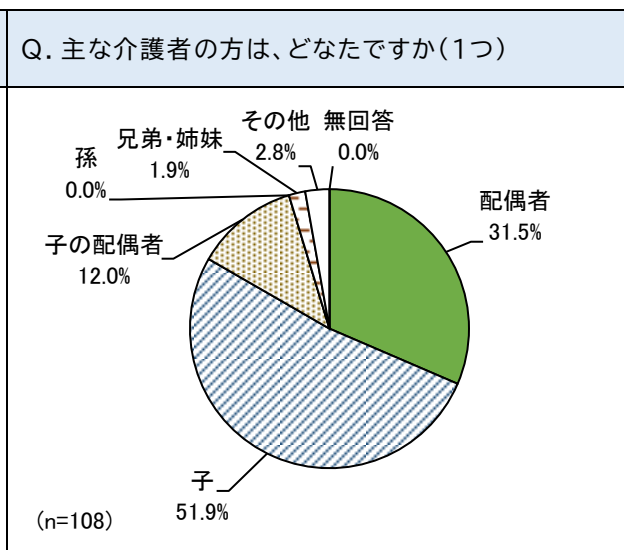
家族や親族からの介護を受けている割合は66.3%となっています。主な介護者は、「子」が51.9%で最も多く、次いで「配偶者」が31.5%となっています。

また、過去1年間で、家族や親族が介護を主な理由に離職・転職した割合は合計で9.3%となっています。

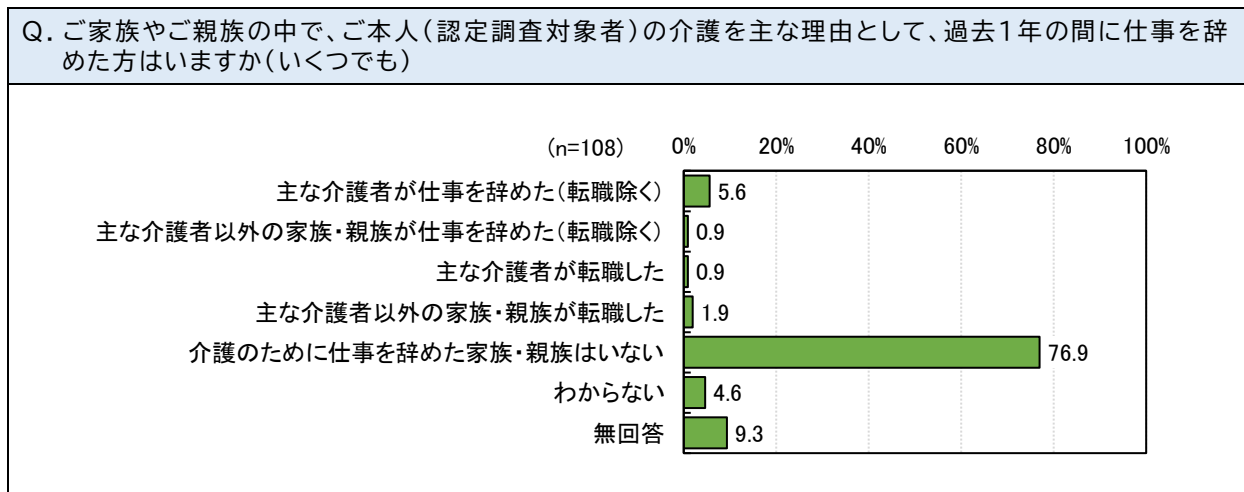
#### ■家族や親族からの介護



#### ■主な介護者



#### ■介護を理由に退職した家族や親族



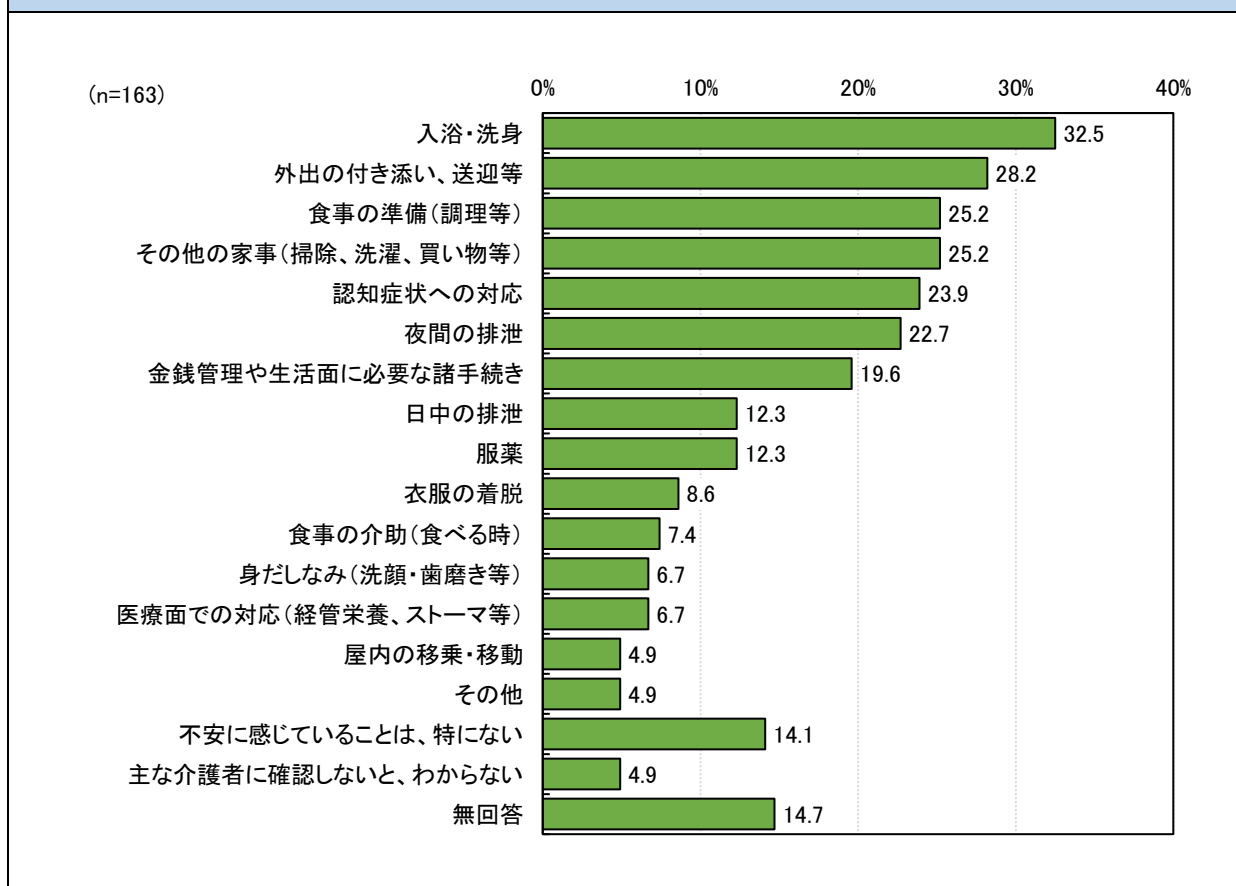


## (2) 家族や親族による介護の状況

主な介護者が不安に感じる介護等は、「入浴・洗身」が32.5%で最も多く、以下「外出時の付き添い、送迎等」が28.2%、「食事の準備（調理等）」と「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が25.2%などとなっています。一方、14.1%が「不安に感じていることは、特にない」と回答しています。

### ■不安に感じる介護

Q. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(3つまで)

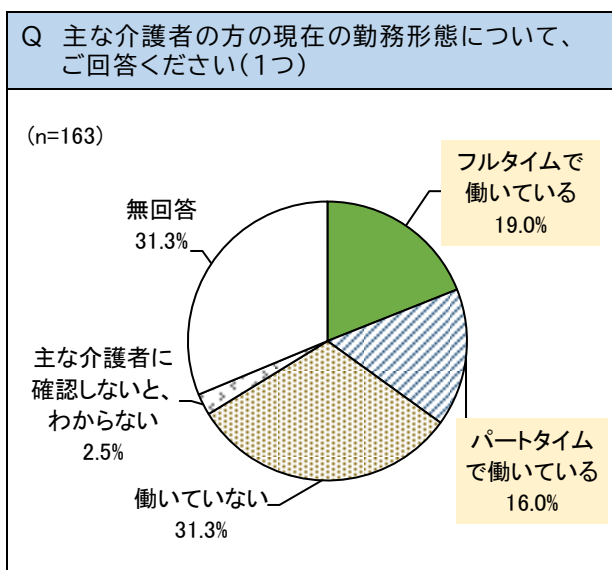


### (3) 就労している家族や親族について

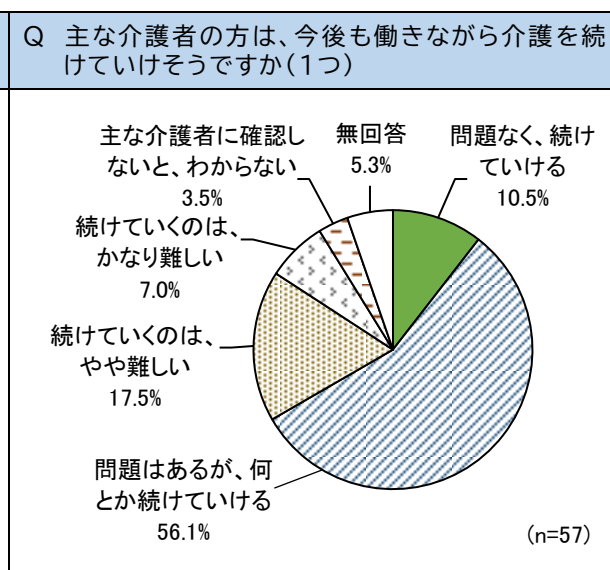
主な介護者のうち、「フルタイムで働いている」が19.0%、「パートタイムで働いている」が16.0%で、計35.0%が就労しており、仕事と介護の両立については、「続けていくのは、かなり難しい」が7.0%、「続けていくのは、やや難しい」が17.5%となっています。

現時点での施設等の入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が62.0%を占めています。一方、「すでに入所・入居申し込みをしている」が10.4%、「入所・入居を検討している」が17.8%となっています。

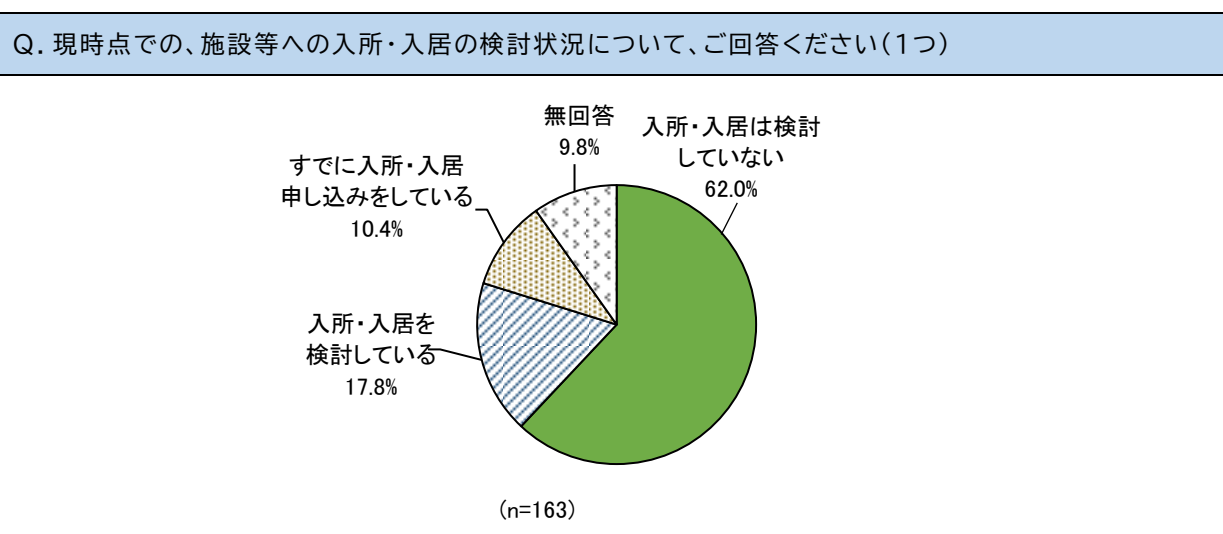
#### ■主な介護者の勤務形態



#### ■主な介護者の仕事と介護の両立



#### ■施設等の入所・入居の検討状況

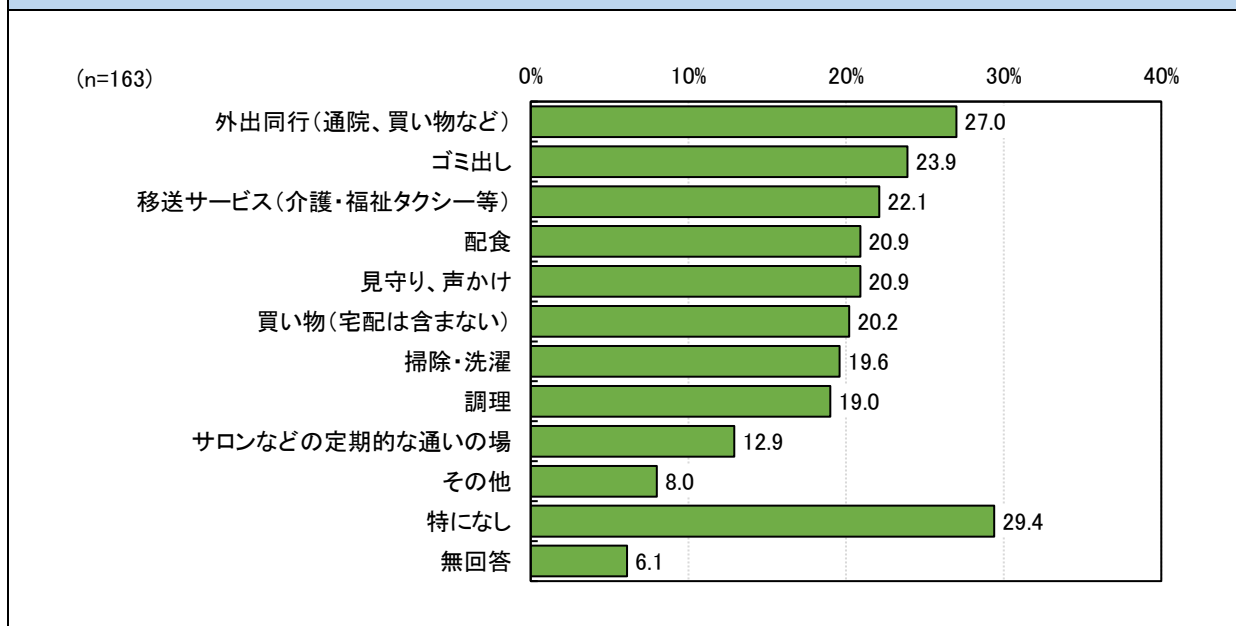


#### (4) 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスは、「外出同行（通院、買い物など）」が27.0%で最も多く、以下「ゴミ出し」が23.9%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が22.1%、「配食」と「見守り、声かけ」が20.9%などとなっています。

#### ■今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

Q. 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください（いくつでも）



## 第5節 高齢者を取り巻く主な課題

### (1) 地域における支え合いの充実

本町の高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても増加している状況です。

ニーズ調査によると、心配事や愚痴を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人として、「配偶者」や「別居又は同居の子ども」などの割合が高い一方、「そのような人はいない」との回答が約5%となっており、誰も頼ることができない人への支援体制を充実することが求められます。

地域への参加状況は、「収入のある仕事」や「趣味関係のグループ」などが3割弱となっているほか、地域づくりへの参加について、参加者として6割強、企画・運営として4割強が参加意向を示しており、地域の担い手としての参画が期待されます。

今後、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の主体的な活動参加を促進し、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていける地域づくりを充実していくことが重要です。

### (2) 介護予防・健康づくりの充実

ニーズ調査によると、約8割の高齢者は健康状態が良好であり、約9割が普通（5点）以上の幸福度があると回答しており、健康状態がよいほど幸福度が高い傾向がみられました。高齢になっても健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、健康の維持・増進が不可欠です。

一方、生活機能の低下リスクの該当状況は、「認知機能」が4割強、「うつ傾向」が4割弱、「転倒」が3割弱などとなっており、これらのリスクは年齢階層が高くなるほど高まっている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で心身に不安を抱えている高齢者や外出自粛により地域とのつながりが薄れてしまった高齢者が一定数いることが想定されます。

今後、生活機能の低下リスクが高い75歳以上の高齢者が多くなることが予測されるため、心身の生活機能の低下を防ぐフレイル予防や介護予防・重度化防止の取組をさらに充実させるとともに、高齢者の健康増進と介護予防施策を一体的に取り組んでいくことが重要です。

### (3) 認知症施策の充実

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、今後国が策定する「認知症施策推進基本計画」を踏まえて認知症施策を推進していくことが求められます。

地域包括ケア「見える化」システムによると、本町の認知症高齢者数は増加傾向にあり、要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合は6割半を占めている状況です。また、ニーズ調査によると、本町の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は4割強で項目別では最も高い割合となっています。

在宅介護実態調査によると、主な介護者が不安に感じることとして、「認知症状への対応」が23.9%で上位に挙げられており、認知症の予防や支援等の取組が重要です。

### (4) 在宅生活の支援の充実

ニーズ調査によると、外出する際の移動手段は「自動車（自分で運転）」や「徒歩」が中心ですが、年齢階層が高くなるほど自力での移動が困難になっていることがうかがえます。

在宅介護実態調査によると、今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスとして、「外出同行（通院、買い物など）」や「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「ゴミ出し」が多くなっています。また、主な介護者の3割半が働きながら介護を担い、その大半が何らかの問題を抱えている状況です。主な介護者が不安に感じる介護等としては、「入浴・洗身」や「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」や「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」といった日常生活の支援が多くなっています。

こうしたことから、多様なニーズに応じた移動支援、在宅生活の継続や介護離職防止等に向けた支援・サービスを充実していくことが重要です。

### (5) 介護サービス基盤の充実

本町の要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、令和5年9月末日現在では467人、65歳以上の第1号被保険者認定率は17.5%となっています。

介護給付費については年々増加しており、令和元年度に6億円を超え、令和4年度には6億7千2百万円となっています。

今後75歳以上の後期高齢者の増加により、介護給付費はさらに増加することが見込まれるため、地域の特性や状況等を考慮したサービス提供体制を検討するとともに、介護給付適正化の取組を充実していくことが求められます。

なお、第9期計画においては、令和22（2040）年及び令和32（2050）年の中長期的な視点に立った計画策定が求められており、現状を的確に捉え、将来的なビジョンをあらためて設定する必要があります。

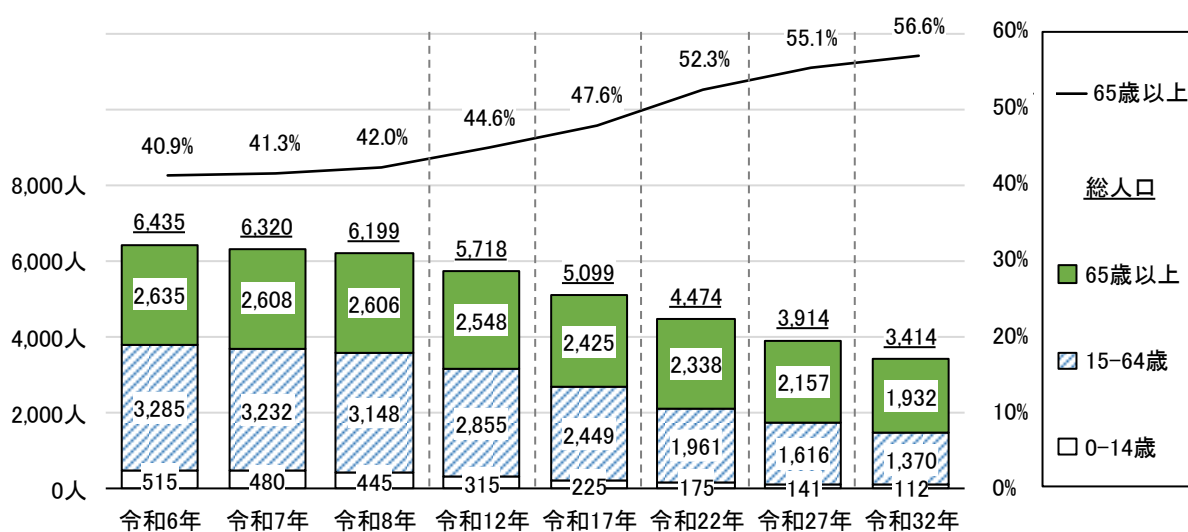
## 第6節 将来推計

### 1 推計人口

本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には6,199人となることが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は年々減少していますが、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の減少の幅が大きく、高齢化率は増加を続け、令和17年から令和22年にかけて50.0%を超え、令和22（2040）年には52.3%、令和32（2050）年には56.6%に達する見通しです。

■推計人口



単位：人

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総人口	6,435	6,320	6,199	5,718	5,099	4,474	3,914	3,414
0-14歳	515	480	445	315	225	175	141	112
構成比	8.0%	7.6%	7.2%	5.5%	4.4%	3.9%	3.6%	3.3%
15-64歳	3,285	3,232	3,148	2,855	2,449	1,961	1,616	1,370
構成比	51.0%	51.1%	50.8%	49.9%	48.0%	43.8%	41.3%	40.1%
65歳以上	2,635	2,608	2,606	2,548	2,425	2,338	2,157	1,932
構成比	40.9%	41.3%	42.0%	44.6%	47.6%	52.3%	55.1%	56.6%

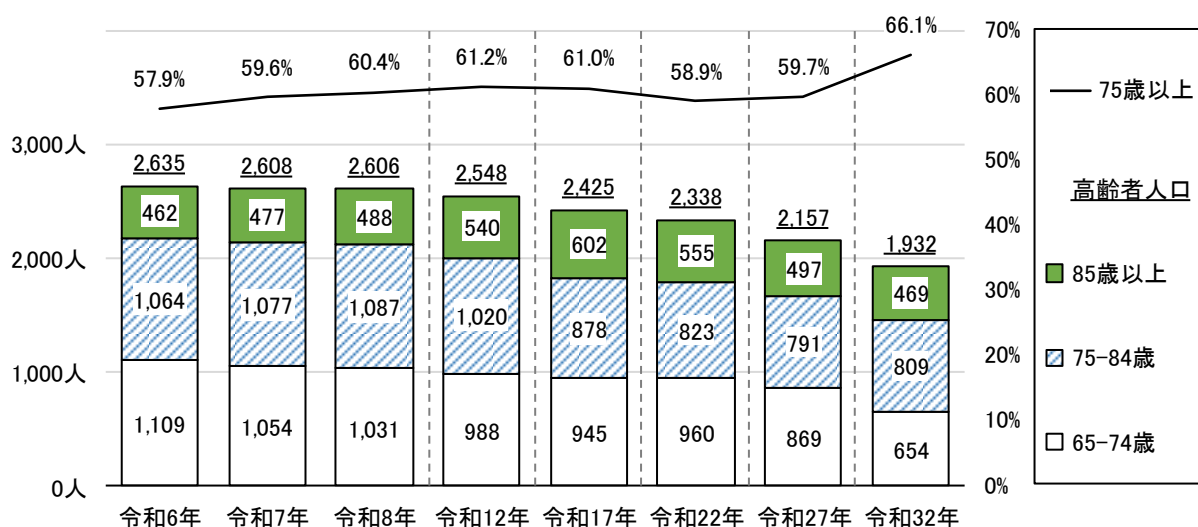
資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

## 2 高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、65～74歳の前期高齢者は減少を続け、令和12年に1,000人を下回ることが見込まれます。

一方、75歳以上の後期高齢者層について、75～84歳は計画最終年の令和8年にピークを迎え1,087人となり、構成比は全体の41.7%となることを見込まれます。また、85歳以上は増加傾向で推移し、令和17年にピークを迎え602人となり、構成比は全体の24.8%となることを見込まれます。

■高齢者人口の推計



区分	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
高齢者人口	2,635	2,608	2,606	2,548	2,425	2,338	2,157	1,932
65～74歳	1,109	1,054	1,031	988	945	960	869	654
構成比	42.1%	40.4%	39.6%	38.8%	39.0%	41.1%	40.3%	33.9%
75～84歳	1,064	1,077	1,087	1,020	878	823	791	809
構成比	40.4%	41.3%	41.7%	40.0%	36.2%	35.2%	36.7%	41.9%
85歳以上	462	477	488	540	602	555	497	469
構成比	17.5%	18.3%	18.7%	21.2%	24.8%	23.7%	23.0%	24.3%

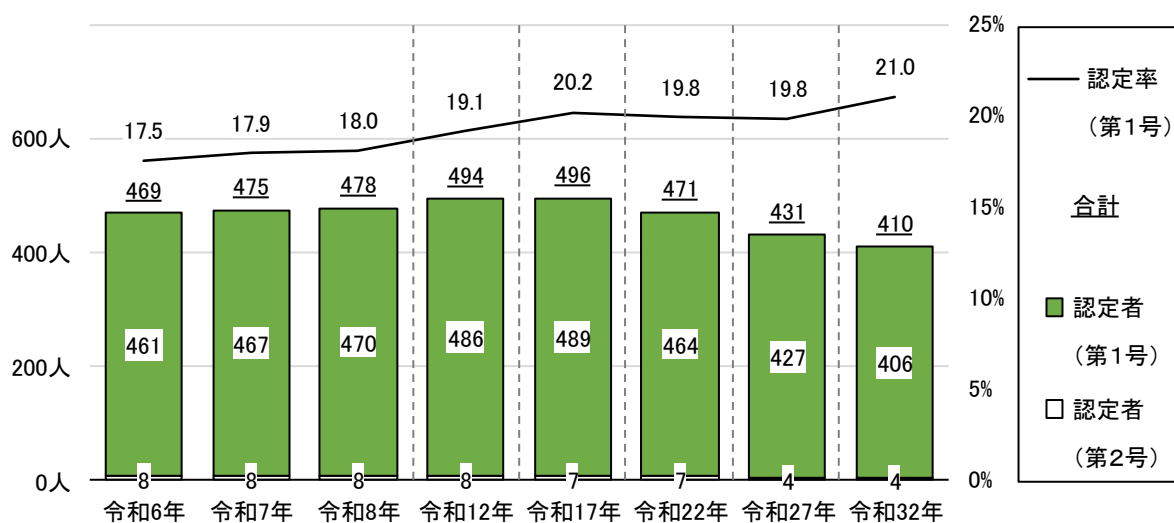
資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

### 3 要支援・要介護認定者の推計

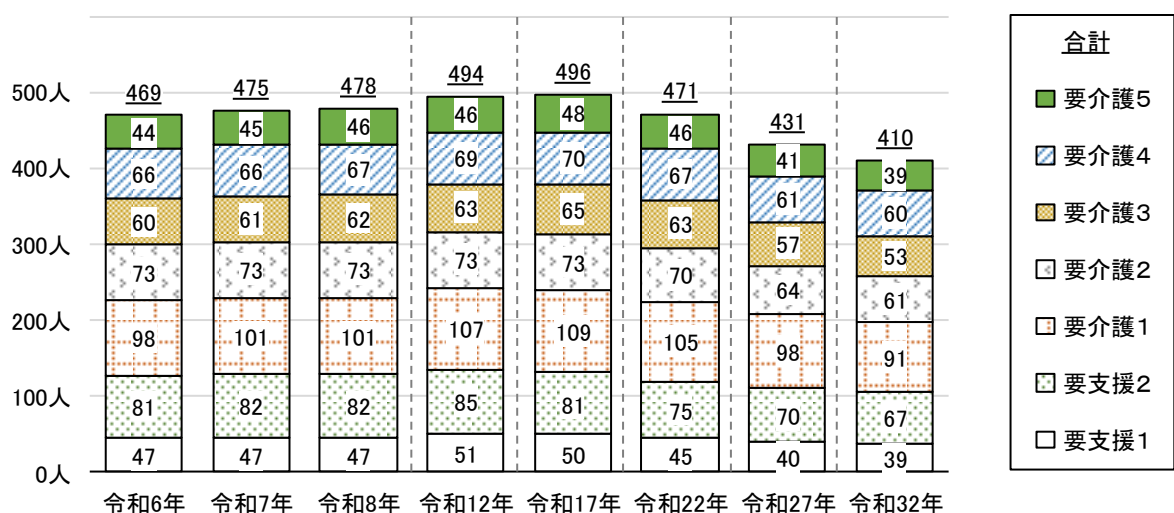
本町の要支援・要介護認定者数は年々増加を続け、計画最終年の令和8年には478人となり、ピークを迎える令和17年には496人となることが見込まれます。

令和22（2040）年には、認定者数が減少に転じますが、団塊ジュニア世代が高齢者となり、要支援・要介護認定を持たない高齢者が増加することなどが背景として想定されます。

■要支援・要介護認定者数の推計



■要支援・要介護認定者数の推計（要介護度別）



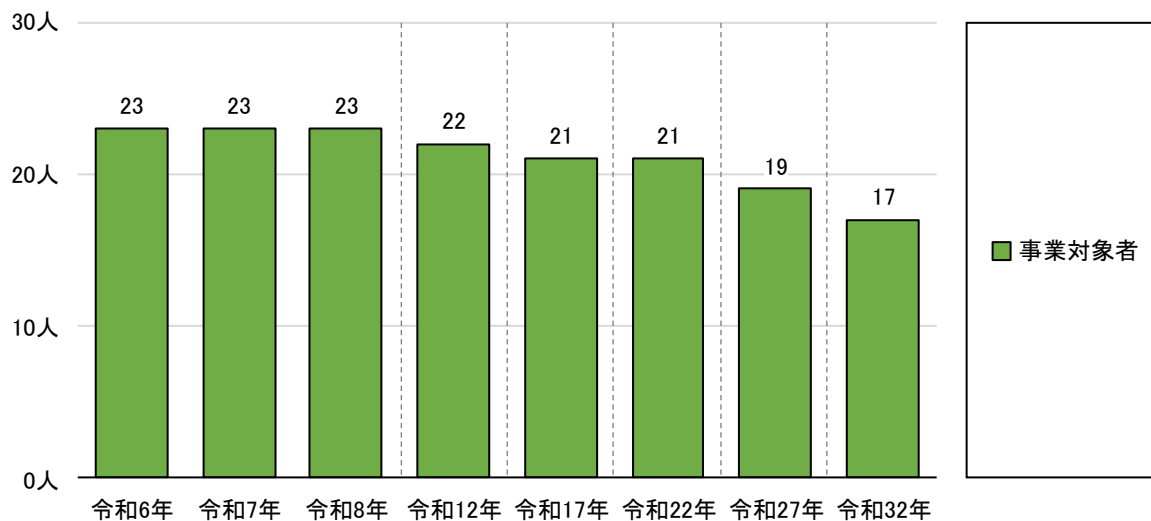
資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）



## 4 事業対象者数の推計

本町の介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者について、本計画期間中は各年23人となることを見込まれます。その後は高齢者人口が減少していくことより、事業対象者も年々減少していくことを見込まれます。

■事業対象者数の推計



資料：町福祉介護課による推計（各年9月末現在）



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第1節 計画の基本理念

本町では、いつまでもはつらつとした生活が送れるよう、生きがいや健康づくりに力を入れており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、在宅サービスの充実のほか、住民の主体的な活動を支援しています。

第8期計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で、生きがいを感じながら、自分らしく、自立して暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。また、制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止のための介護予防教室や通いの場などの介護予防を推進するとともに、地域での支え合いを基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進してきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年、また、団塊ジュニア世代が75歳を迎える令和32（2050）年を見据え、これまで以上に中長期的な介護ニーズや生活支援ニーズ等の見込みを踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策等を検討し、計画を策定することが重要となります。

また、令和3年4月に社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するものであり、今後は重層的支援体制整備事業の実施を見据えた取組も必要となります。

本計画では、これまでの取組を継続するとともに、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、基本理念を「健康ではつらつとした 長寿のまちの創造」と定め、計画を推進します。

**健康で はつらつとした 長寿のまちの創造**

## 第2節 計画の基本目標

### 基本目標1 地域包括ケアシステムの進化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、中長期的な視点を踏まえ、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを深化させ推進します。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築状況の点検・評価や既存の施策の充実、関係機関等との連携を強化するとともに、身近な地域における生活支援体制の整備を図ります。

#### 目標達成のための主な施策

●包括的支援事業【82-91頁】 ●地域包括ケアシステムの深化・推進【101-104頁】

### 基本目標2 介護予防・重度化防止・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持って健康な生活を継続することができるよう、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標を設定・共有し、幅広い専門職の関与を得ながら、介護予防・重度化防止の取組を進めます。

また、心身の機能低下を防ぐフレイル予防や社会参加の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、疾病予防・重症化防止に努めます。

地域の通いの場への参加推進にあたっては、新型コロナウイルスの流行等により低下した参加率の向上に努めます。

#### 目標達成のための主な施策

●介護予防・日常生活支援総合事業【77-82頁】

### 基本目標3 認知症施策の推進

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策推進大綱の中間評価、認知症基本法及び国の基本計画を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、誰もが個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進します。

#### 目標達成のための主な施策

- 認知症施策の推進【88-89頁】
- 認知症サポーター養成講座【94頁】

### 基本目標4 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、現状の把握・分析を行い、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の連携を推進します。

#### 目標達成のための主な施策

- 在宅医療・介護連携の推進【86-87頁】

### 基本目標5 生活支援体制の整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域でつながりを築き、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの充実が必要です。

生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の参加促進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進します。

#### 目標達成のための主な施策

- 生活支援サービスの体制整備【90-91頁】

## 基本目標6 暮らしやすい生活環境の整備

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスや取組を充実するとともに、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

また、災害や感染症への対策として、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取組を推進します。

### 目標達成のための主な施策

- 高齢者福祉施策【49-62頁】
- 災害や感染症対策に係る体制整備【103-104頁】

## 基本目標7 介護サービスの基盤整備

高齢者の自立支援や尊厳のある生活の継続を可能とするとともに、家族介護者への支援や介護離職防止を図るため、在宅サービスを充実・強化するとともに、必要な施設の整備や有効活用等に努めます。

また、利用者のきめ細かなニーズに対応できるよう、中長期の視点を踏まえ、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びに業務の効率化及び質の向上に努めます。

今後も介護給付費は増加することが見込まれるため、適正に要介護認定を行うとともに、適切なケアマネジメント及びサービス提供ができるよう、給付実績の活用や県との協議等により介護給付の適正化に努めます。

家族介護者等への支援に向けては、県の「埼玉県ケアラー支援条例」の基本理念である、「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、県や関係機関等と連携を図りながら支援に努めます。

### 目標達成のための主な施策

- 居宅サービス【65-70頁】
- 施設サービス【73-74頁】
- 家族介護支援事業【93頁】
- 地域密着型サービス【71-73頁】
- 給付費適正化事業【91-92頁】
- 介護給付適正化の推進【105頁】



## 第3節 施策体系

高齢者福祉施策	在宅福祉サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅支援訪問介護事業</li> <li>2 在宅支援短期入所生活介護事業</li> <li>3 在宅支援通所介護事業</li> <li>4 生活管理指導等短期宿泊事業</li> <li>5 福祉有償運送</li> <li>6 緊急通報システム等</li> <li>7 ネットワーク支援</li> <li>8 見守り活動</li> <li>9 日常生活用具の貸与</li> <li>10 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業</li> <li>11 ねたきり老人手当、介護手当の支給</li> </ol>
	地域福祉活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会の活動</li> <li>2 ふれあいいきいきサロン事業</li> <li>3 ボランティアセンター</li> <li>4 地域支え合い事業</li> </ol>
	生活の場と居場所の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 養護老人ホーム</li> <li>2 ケアハウス</li> <li>3 有料老人ホーム</li> <li>4 サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>5 いきいきプラザ</li> <li>6 保健センター</li> <li>7 中央公民館</li> <li>8 世代間交流支援センター「ひのくち館」</li> <li>9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」</li> <li>10 多世代ふれ愛ベース長瀬</li> </ol>
	生きがい活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習教養活動</li> <li>2 世代間交流活動</li> <li>3 スポーツ・レクリエーション活動</li> <li>4 老人クラブ</li> <li>5 シルバー人材センター</li> </ol>
	福祉のまちづくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 バリアフリーの推進</li> <li>2 あんしんサポートネットの活用</li> <li>3 高齢者の住まいの安定的な確保</li> </ol>
介護保険事業	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅サービス</li> <li>2 地域密着型サービス</li> <li>3 施設サービス</li> </ol>
	地域支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防・日常生活支援総合事業</li> <li>2 包括的支援事業</li> <li>3 任意事業</li> </ol>

## 第4節 日常生活圏域の設定

地域包括ケアの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。

また、地域における住民の生活を支える基盤は、保健・医療・福祉関係の施設だけでなく、住まいや公共施設、交通網、さらには地域資源を繋ぐ人的なネットワークが重要な要素となります。地域包括ケアを実現させるためには、これらが有機的に連携し、地域住民の生活を支えるものとして機能することが重要です。

第8期計画までの「日常生活圏域」の設定にあたっては、町の面積や人口だけでなく、行政区、住民の生活形態、地域づくり活動の単位など地域の特性を踏まえ、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を1つの「日常生活圏域」として設定します。

## 第4章 高齡者福祉施策



## 第1節 在宅福祉サービスの充実

### 1 在宅支援訪問介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定で非該当と判定された人のうち、在宅で自立した生活を送ることが困難な人を対象にして、ホームヘルパーを派遣し、在宅で自立した生活を送るのに必要な生活支援サービスを提供し、在宅高齢者の福祉の向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

#### ■在宅支援訪問介護事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用日数(日)	0	0	0	30	30	30

### 2 在宅支援短期入所生活介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定で非該当と判定された人のうち、在宅で自立した生活を送ることが困難な人を対象にして、一時的に特別養護老人ホームに短期間入所させ、生活習慣等の指導や生活の質の向上を行います。

また、高齢者虐待等が発生した場合の緊急措置を行います。

#### ■在宅支援短期入所生活介護事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用日数(日)	0	0	0	30	30	30

### 3 在宅支援通所介護事業

身体上・精神上の障がいがあるため、日常生活を営むのに支障がある高齢者等で、要介護認定で非該当と判定された人のうち、在宅で自立した生活を送ることが困難な人を対象にして、通所介護サービスを提供し在宅高齢者の福祉の向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

■在宅支援通所介護事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用日数(日)	0	0	0	30	30	30

### 4 生活管理指導等短期宿泊事業

やむを得ない事由により自立生活に支障がある高齢者等を老人福祉施設等を活用し、短期間の宿泊により日常生活支援・指導を行い、心身及び心の回復を図ります。

■生活管理指導等短期宿泊事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人員(人)	0	2	0	1	1	1
延べ利用日数(日)	0	4	0	15	15	15

### 5 福祉有償運送

既存の交通機関等を利用することが困難な高齢者を対象に、シルバー人材センターによる福祉有償運送など、民間事業者等の取組を促し、多様な主体による高齢者の外出支援を促進します。

■外出支援

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	62	71	75	80	80	80
利用回数(回)	99	116	120	130	130	130

## 6 緊急通報システム等

主に、ひとり暮らしの高齢者を対象とした、緊急通報システム及び社会福祉協議会において煙感知機の設置、町と社会福祉協議会、消防署での防火査察等を行います。また、民生委員・児童委員の協力を得て緊急情報キットを配付しています。緊急情報キットは、救急活動等に必要な情報を個人宅の特定の場所に保管し、万一の際に活用しています。今後、ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が安心して生活できるよう、事業の充実を図ります。

### ■緊急通報システム

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数(台)	64	68	71	88	88	88

### ■煙感知機

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数(台)	10	8	9	9	9	9

### ■防火査察

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
査察件数(件)	44	48	46	50	50	50

## 7 ネットワーク支援

高齢者虐待の防止、早期発見や認知症等で援護が必要な高齢者、高齢者世帯への支援を図るため、町民を始めとする幅広い関係機関との連携や情報交換を行い、見守り活動のネットワークを充実させるとともに、高齢者が安心して生活できるよう支援体制を充実させます。

## 8 見守り活動

社会福祉協議会では、70歳以上のひとり暮らしで日常生活の見守りが必要な人を対象に、安否確認のため乳酸菌飲料等の配付事業を実施しています。

要援護高齢者等支援ネットワークとの連携について検討します。

### ■乳酸飲料等の配付状況

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人員(人)	49	38	35	40	40	40

## 9 日常生活用具の貸与

短期及び応急的需要に対応した日常生活用具の貸与を行い、在宅の要援護高齢者等の生活支援を行います。

### ■特殊寝台

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ件数(件)	9	6	5	5	5	5

### ■車椅子

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ件数(件)	24	22	25	25	25	25



## 10 紙おむつ排出用ごみ袋支給事業

紙おむつ使用者（65歳以上で要介護3以上の認定を受け世帯非課税の者及び身体障がい者であり、在宅で生活し常時おむつを必要としている者）のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ排出用ごみ袋の支給を行います。

### ■紙おむつ排出用ごみ袋支給事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数(人)	11	8	10	10	10	10

## 11 ねたきり老人手当、介護手当の支給

心身の障がいや日常生活に著しい支障のある寝たきりの高齢者やその介護者に、ねたきり老人手当と介護手当を支給します。

### ■ねたきり老人手当

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数(人)	4	2	3	5	5	5

### ■介護手当

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数(人)	4	2	3	5	5	5

## 第2節 地域福祉活動の推進

### 1 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉の推進を目的として、町における民間福祉活動の中軸にあり、敬老祝い事業、社会福祉大会の開催や高齢者のいきがいと健康づくり活動、小学校児童との世代間交流など住民主体の諸事業を展開しています。

また、ボランティアセンターの運営やボランティアとの連携により、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、住民の福祉ニーズに対応した、さまざまな事業を行っています。

ひとり暮らしなどで見守りが必要な高齢者や地域とのつながりが少ない高齢者が増え、ニーズが多様化、個別化しているなか、高齢者自らの介護予防や自立支援を視点とした住民の支え合いによる地域福祉の形成が求められています。

今後も、地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、自助、共助の取組を推進し、住民主体によるふれあいいきいきサロン事業などの充実をはじめ、住民の福祉活動への参加を促進し、老人クラブ等との連携により、高齢者も含めた地域の人的資源や特色をいかした事業を支援しながら、地域福祉活動を推進するとともに、各種福祉サービスとの連携を強化し活動を進めます。

平成29年度から長瀬町が委託した生活支援体制整備事業を推進し、多様な住民福祉活動の調整や生活支援コーディネーターを配置するとともに、住民主体の活動を推進するための生活支援体制整備協議体の運営を担い、積極的に助け合い支え合いの地域づくりを行っています。

### 2 ふれあいいきいきサロン事業

高齢者の主体的な社会参加や健康づくりなどにより介護予防を図るため、社会福祉協議会で実施している「ふれあいいきいきサロン」と保健事業等との連携を進めます。

また、地域の社会資源を生かした住民の支え合い活動につながるようサロン事業を進めるとともに、地域の人材を含めた社会資源の発掘による拡充と自宅から歩いて通える実施場所を検討します。

#### ■ふれあいいきいきサロン事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数(箇所)	12	12	12	12	12	12
延べ実施回数(回)	152	150	150	150	150	150

### 3 ボランティアセンター

ボランティア活動は、町内の地域福祉活動を支える重要な担い手であり、社会福祉協議会にボランティアセンターが設置されています。高齢者に関するボランティア活動としては、町内の各種事業やイベントの手伝いなどのほか、地域食堂や見守り活動、ふれあいいきいきサロン活動などを行っています。また、高齢者の介護施設などの訪問や介助の手伝いなども行っています。

今後も住民ボランティア活動の支援を進めるとともに、会員の技能・資質向上に努め、団体だけでなく、個人ボランティアの派遣要請など多様な住民ニーズに対応できるボランティアの育成、登録を進め、ニーズとのマッチングに取り組みます。

#### ■ボランティアセンター

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(件)	1,052	1,036	1,300	1,300	1,300	1,300
ボランティア登録団体数(数)	7	8	5	5	5	5
ボランティア団体登録人数(人)	67	84	70	70	70	70
個人ボランティア登録人数(人)	24	24	24	30	30	30

### 4 地域支え合い事業

地域支え合い事業「元気と安心お助け隊」は、高齢者等（利用会員）の必要とする手助けをボランティア（協力会員）が支援し、そのお礼を「長瀬お宝商品券」で支払います。その商品券を受け取ったボランティアは、町内の商店で買物ができる循環型の共助サービスで、長瀬町商工会が行っています。

高齢化により利用を希望される方の増加が見込まれることにより、新たなボランティアの登録を働きかけるとともに、外出が困難な方への移動支援をはじめとして、ちょっと困った生活支援を中心に、有償ボランティアサービスの定着をめざします。

#### ■地域支え合い事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア利用件数(件)	400	459	470	470	470	470
協力会員登録数(人)	86	88	90	90	90	90
利用会員登録数(人)	211	221	230	230	230	230

## 第3節 生活の場と居場所の提供

### 1 養護老人ホーム

身体上または精神的、経済的な理由により、在宅における生活が困難な方に対して養護老人ホームの措置入所を行います。

本町には養護老人ホームはありませんが、近隣市町村と連携を図りながら、今後も引き続き事業を推進します。

#### ■養護老人ホーム

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数(人)	1	1	1	1	1	1

### 2 ケアハウス

ケアハウスは、自立して生活するには不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら、心身ともに健やかに自立した生活を送るための入所施設です。

近隣市町村と連携を図りながら、利用を推進します。

#### ■ケアハウス

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数(人)	0	0	0	1	1	1

### 3 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

「介護付有料老人ホーム」、「住宅型有料老人ホーム」、「健康型有料老人ホーム」の3つの類型に分けられ、本町には住宅型有料老人ホームが1施設（定員28人）整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、適切な供給が確保されるよう支援します。

### 4 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。

本町には、2施設（定員65人）が整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、適切な供給が確保されるよう支援します。

### 5 いきいきプラザ

高齢者が心身の健康保持を図るため「いきいきプラザ」（保健センター2階社会福祉協議会内）でレクリエーションの場を提供しています。老人クラブ、ボランティアグループ、趣味の会などの活発な交流の場となっています。

生活支援体制整備協議体の話し合いや高齢者の趣味のサークル活動、新たなボランティア活動の拠点として利用の促進を図ります。

#### ■いきいきプラザ

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数(人)	2,845	3,576	3,000	3,000	3,000	3,000

### 6 保健センター

保健センターは、町の保健活動の拠点施設です。

今後も、施設の適正な維持管理とともに、備品・機器の整備により、保健活動だけでなく介護予防活動や高齢者のサークル活動の場としても活用できるよう、機能の充実に努めます。

## 7 中央公民館

中央公民館は、介護予防教室、介護予防講演会など、各種の介護予防事業や健康・体力づくりなどの活動の場として活用されています。

今後も、介護予防活動の拠点として、有効活用に努めます。

## 8 世代間交流支援センター「ひのくち館」

「ひのくち館」は、高齢者の介護予防事業や集いの場として活用されています。

### ■世代間交流支援センター「ひのくち館」

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数(人)	409	503	740	800	800	800

## 9 高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」

「いきいき館」は、高齢者と障がい者が運動や作業等を行い、共に生きがいづくりができる施設に整備されています。

高齢者については、介護予防教室、おひまちや新年会を開催し、地域の高齢者の交流や閉じこもり予防を目的とした事業等を行うとともに、身近な場所でいつでも気軽に通えるサロンを設け、虚弱、運動機能低下、閉じこもり等の予防に努めます。

障がい者については、作業所を開設し、就労継続支援を行い、観光地でもある当町の立地を生かし、お菓子等を作って販売等を行っています。

また、このような事業を行い、高齢者と障がい者の交流を図っていくなかで、コミュニケーションを取りお互いの関係を深め、気持ちを理解し、共に生きがいを共有することができる共生社会の実現を目指します。

### ■高齢者障がい者いきいきセンター「いきいき館」

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数(人)	5,282	5,229	5,890	6,000	6,000	6,000

## 10 多世代ふれ愛ベース長瀬

多世代ふれ愛ベース長瀬は、単なるサービス提供の拠点としてではなく、子どもや高齢者をはじめとした、地域住民の交流の場として、総合的に支え合える新たな拠点として平成30年度に開設しました。

地域共生社会の実現に向けて、世代や分野を超えた様々な人との交流を通じ、地域住民は子どもを見守り、子どもは地域住民から支援を受け、地域住民は子どもとの関わりを通じ、生きがいやつながりを見出し、さらに地域住民と子育て世代の新たな関係性を築ける場所として運営します。

また、子育て支援事業、健康づくり事業、介護予防事業の拠点として活用するとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点として、様々な相談にきめ細やかに対応できる体制を充実します。

### ■多世代ふれ愛ベース長瀬

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数(人)	6,044	6,988	6,736	7,000	7,000	7,000

## 第4節 生きがい活動の推進

### 1 学習教養活動

高齢者にとって学習の機会や創作活動は、社会環境の変化に対応する能力と心身の健康を培い、あわせて社会参加による満足や生きがいへつながるものです。今後も、各種事業を通じて高齢者の学習教養活動の支援を充実します。

#### ■学習教養活動

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	0	4	4	4	4	4
延べ参加人数(人)	0	230	230	230	230	230

### 2 世代間交流活動

高齢者が長年培った経験や地域の伝承文化などを次世代につないでいく活動は高齢者の社会参加を促すとともに、子どもとの交流活動は、生きがいを高め、健康づくりにつながります。今後もイベント等を通じて、高齢者と子どもたちが交流する活動を推進します。

#### ■世代間交流活動

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	3	3	6	5	5	5
延べ参加人数(人)	35	35	80	195	195	195

### 3 スポーツ・レクリエーション活動

高齢者の生きがいや健康づくりのため、「高齢者スポーツ・レクリエーション大会」を開催するなど、年齢や体力を気にせず、楽しみながら行える、高齢者が参加するスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

また、高齢者が気軽に参加できるような体操や軽スポーツ等の普及を図るとともに、身近で利用できるスポーツ・レクリエーション施設、介護予防拠点施設として中央公民館の活用を促進し、利用者の利便性の向上を図ります。



## ■スポーツ・レクリエーション活動

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	中止	2	2	2	2	2
延べ参加人数(人)	中止	110	110	110	110	110

※新型コロナウイルスの影響で令和3年度は中止。

## 4 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の自主的、積極的な運営により、生きがいと健康づくりを推進することを目的として活動しています。主な活動内容としては、交流事業や地域清掃活動、ハイキング、スポーツ大会、研修旅行、友愛訪問などです。

高齢者が増加する一方で、老人クラブ会員数は減少しており、老人クラブごとの活動を主体に多くの高齢者が参加できる事業を実施し、老人クラブ活動の促進に努めます。

## ■老人クラブ

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数(クラブ)	10	10	10	10	10	10
会員数(人)	542	509	476	480	480	480

## 5 シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、施設管理、植木の手入れ、除草、派遣業務などの幅広い分野で、経験と技術を発揮する場を提供しています。

今後も、豊富な経験や高い能力で地域社会づくりに貢献できるよう、就業機会の確保を一層支援します。また、福祉有償運送サービスや介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型生活援助サービス・通所型サービス）の安定したサービス提供と人材確保に対し情報提供や支援をします。

## ■シルバー人材センター

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	134	130	130	130	130	130
就労実人員(人)	117	117	120	120	120	120
延べ就労人員(人)	12,094	11,953	12,000	12,000	12,000	12,000

## 第5節 福祉のまちづくり

### 1 バリアフリーの推進

高齢者が気軽に外出するためには、安全な道路環境や施設整備が必要です。

今後も、埼玉県の「福祉のまちづくり条例」に基づいた施設整備を進め、高齢者が安心して過ごせるまちづくりを進めます。

### 2 あんしんサポートネットの活用

身内のいないひとり暮らしなどで、自らの意思を決定することや表明することが困難な高齢者の権利を守るしくみを構築することが重要です。

社会福祉協議会において「あんしんサポートネット」を実施しており、今後、制度のより一層の周知活動を進め、必要な人が利用しやすいよう支援します。

#### ■あんしんサポートネットの活用

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	2	2	2	2	2	2

### 3 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者が安心して生活できる住まいの確保が重要となっています。

そのため、公営住宅の再整備に際して、高齢者向け住宅の確保や、民間住宅においては、高齢者が住みやすい住宅等に関する情報等の普及促進に努めます。

また、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」（埼玉県居住支援協議会）等の活用により、低所得の高齢者や身寄りのない高齢者等への支援を推進します。

## 第5章 介護保険事業



## 第1節 介護サービスの現状と今後の見込み

### 1 居宅サービス

居宅サービスは、在宅の利用者に対して提供するサービスで、利用者宅への訪問、施設への通い、短期入所といった形態があります。介護保険制度では、自立支援の観点から居宅における生活を継続するための居宅サービスを重視しており、高齢者が住み慣れた自宅で自分らしく生活していけるよう、サービスを充実していくことが求められます。

#### (1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが要介護認定者の居宅を訪問し、介護その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

##### ■訪問介護

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	7,872	6,336	4,752	5,460	5,592	5,592	5,508	4,980	
	延べ人数(人)	600	492	420	564	576	576	564	504	

#### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

##### ■訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	84	144	108	192	192	192	192	192	
	延べ人数(人)	24	24	12	36	36	36	36	36	
予防給付	延べ回数(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、看護師等が療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

#### ■訪問看護・介護予防訪問看護

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)		300	408	648	648	648	648	648	576
	延べ人数(人)		60	84	120	120	120	120	120	108
予防給付	延べ回数(回)		192	180	192	192	192	192	192	156
	延べ人数(人)		48	60	72	72	72	72	72	60

### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要支援・要介護認定者の居宅において、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### ■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)		2,700	3,096	3,408	3,576	3,672	3,672	3,672	3,204
	延べ人数(人)		312	360	432	456	468	468	468	408
予防給付	延べ回数(回)		804	972	1,164	1,272	1,272	1,272	1,164	996
	延べ人数(人)		132	132	144	156	156	156	144	120

### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な要支援・要介護認定者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うサービスです。

#### ■居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)		240	264	288	300	300	300	300	252
予防給付	延べ人数(人)		12	12	0	12	12	12	12	12

## (6) 通所介護

通所介護は、要介護認定者がデイサービスセンター等に通い、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

### ■通所介護

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	10,536	10,548	7,680	9,000	9,096	9,264	9,204	8,016	
	延べ人数(人)	864	864	756	900	912	924	924	804	

## (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、要支援・要介護認定者が介護老人保健施設・病院等に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

### ■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	3,468	3,576	3,780	3,576	3,576	3,576	3,660	3,120	
	延べ人数(人)	408	456	480	456	456	456	468	396	
予防給付	延べ人数(人)	192	168	216	264	264	264	252	216	

## (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、在宅の要支援・要介護認定者が短期入所施設に短期間入所し、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を受けるサービスです。

### ■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

区分		年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
			令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ日数(日)	2,532	2,352	2,616	2,388	2,388	2,388	2,388	2,112	
	延べ人数(人)	192	228	216	204	204	204	204	180	
予防給付	延べ日数(日)	48	36	0	24	24	24	24	24	
	延べ人数(人)	12	12	0	12	12	12	12	12	

### (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、在宅の要支援・要介護認定者が介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理の下における介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活上必要な世話を受けるサービスです。

#### ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

##### 【老健】

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ日数(日)	24	24	0	72	72	72	72	72		
	延べ人数(人)	12	12	0	12	12	12	12	12		
予防給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		

##### 【病院等】

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
予防給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		

##### 【介護医療院】

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		
予防給付	延べ日数(日)	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		



**(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

福祉用具貸与は、要支援・要介護認定者の心身の状況や環境により、適切な福祉用具（車いす、特殊寝台、歩行器等）の選定を行い貸与するサービスです。

**■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与**

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	1,260	1,464	1,500	1,608	1,632	1,632	1,632	1,404
予防給付	延べ人数(人)	432	432	456	480	492	492	456	396

**(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費**

特定福祉用具販売は、要支援・要介護認定者の心身の状況や環境による適切な福祉用具（ポータブルトイレ・入浴補助用具等）の購入に対し保険給付を行うものです。

**■特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費**

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	24	24	12	24	24	24	24	24
予防給付	延べ人数(人)	12	12	24	24	24	24	24	24

**(12) 住宅改修費・介護予防住宅改修費**

住宅改修は、在宅の要支援・要介護認定者の心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合に行われる、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修に対するサービスです。

**■住宅改修費・介護予防住宅改修費**

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	12	12	12	12	12	12	12	12
予防給付	延べ人数(人)	12	24	24	36	36	36	36	36

### (13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等の特定施設に入居している要支援・要介護認定者に、ケアプランに基づく介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

#### ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ人数(人)	96	60	48	48	48	48	48	48	48	
予防給付	延べ人数(人)	12	0	0	12	12	12	12	12	12	

### (14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、ケアマネジャーによるケアプランの作成、事業者との連絡調整・紹介等のサービスを行うものです。

#### ■居宅介護支援・介護予防支援

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ人数(人)	1,944	2,124	2,256	2,292	2,304	2,316	2,340	2,028		
予防給付	延べ人数(人)	648	636	720	840	840	840	780	684		

## 2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。このサービスは、町がサービス事業者を指定し、原則として町民のみが利用できるものです。

本町において施設が整備されている地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型通所介護」となります。

その他の地域密着型サービスについては、サービスの需要等を考慮しながら、サービス提供体制の整備を検討します。

なお、特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として町民以外の利用が可能となっています。

また、秩父圏域（長瀬町・秩父市・横瀬町・皆野町・小鹿野町）では、事業所の指定簡略化に関して協定を締結していることから、地域密着型特別養護老人ホームを除く、地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定を行う場合、所在市町の同意を得ることなく、指定を行うことができます。

### （1）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供します。

#### ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

区分		年度		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32		
介護給付	延べ人数(人)	108	84	132	96	96	96	96	84		
予防給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0		

### (2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症である要支援・要介護認定者が共同生活を営む住居において、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うサービスです。

今後は認知症高齢者が増加することが想定され、地域の状況やニーズ等を考慮して施設の整備を検討します。

#### ■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	204	192	144	180	180	180	180	168
予防給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、要介護者が、小規模のデイサービスセンター等に通い、介護その他の日常生活上必要な世話及び機能訓練を受けるサービスです。

#### ■地域密着型通所介護

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	1,944	2,976	4,536	4,428	4,428	4,428	4,404	3,948
	延べ人数(人)	252	384	456	444	444	444	444	396

### (4) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者が、認知症専用単独型の施設や、従来の老人通所介護施設に併設された施設などに通所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。

#### ■認知症対応型通所介護

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ回数(回)	0	228	0	216	216	216	216	216
	延べ人数(人)	0	12	0	12	12	12	12	12

### ◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町では、各サービスについて次のように見込みます。

#### ■地域密着型サービスの必要利用定員総数

区分	年度	計画値			中長期	
		令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
認知症対応型共同生活介護(人/日)		18	27	27	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護(人/日)		0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人/日)		0	0	0	0	0

## 3 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な高齢者が介護保険施設に入所し、日常生活の支援を受けるサービスです。

利用見込みにあたっては、サービス利用の実績及びサービス基盤の状況、介護離職ゼロ及び在宅医療からの追加的需要への対応分を勘案し、本計画期間における施設サービスの利用者数を見込みました。

### (1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、入所定員30名以上の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、ケアプランに基づき介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

#### ■介護老人福祉施設

区分	年度	実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	936	984	912	996	1,020	1,056	1,056	900

## (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入所する要介護者にケアプランに基づく看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設です。

### ■介護老人保健施設

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	324	312	348	420	420	432	444	372

## (3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等を持つ病院又は診療所で、入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき療養上の管理、看護、介護その他の世話及び機能訓練やその他必要な医療を行う施設です。

国の医療構造改革の一環としての療養病床再編成により、令和5年度末に廃止となりました。

### ■介護療養型医療施設

区分		実績値(令和5は見込値)		
		令和3	令和4	令和5
介護給付	延べ人数(人)	0	0	0

## (4) 介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のために、平成30年4月から新たに創設された施設で、介護保険法上の介護保険施設となりますが、医療法上は医療提供施設として位置づけられます。

### ■介護医療院

区分		実績値(令和5は見込値)			計画値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和22	令和32
介護給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

## 4 サービス別給付費の実績と見込み

## (1) 介護給付

単位:千円

区分	年度	実績額(令和5は見込)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
居宅サービス							
訪問介護		22,616	18,242	13,362	15,856	16,251	16,251
訪問入浴介護		1,064	1,677	1,361	2,400	2,403	2,403
訪問看護		1,629	2,165	4,097	4,155	4,160	4,160
訪問リハビリテーション		7,116	8,315	9,195	9,763	10,057	10,057
居宅療養管理指導		2,414	2,638	2,744	2,942	2,946	2,946
通所介護		78,375	79,927	59,612	70,367	71,061	72,615
通所リハビリテーション		31,833	31,602	32,748	31,363	31,403	31,403
短期入所生活介護		20,903	19,690	21,370	19,775	19,800	19,800
短期入所療養介護【老健】		330	299	0	808	809	809
短期入所療養介護【病院等】		0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護【介護医療院】		0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与		15,061	18,171	18,707	19,716	19,999	19,999
特定福祉用具購入費		822	924	344	688	688	688
住宅改修費		1,429	1,143	1,117	1,635	1,635	1,635
特定施設入居者生活介護		17,831	12,398	9,244	10,277	10,290	10,290
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		15,450	25,584	40,379	40,059	40,110	40,110
認知症対応型通所介護		8	1,567	0	2,496	2,499	2,499
小規模多機能型居宅介護		18,093	15,312	31,207	21,610	21,637	21,637
認知症対応型共同生活介護		52,822	52,279	40,489	50,246	50,309	50,309
地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設		229,686	244,239	232,637	254,881	261,280	270,545
介護老人保健施設		95,182	91,030	102,384	121,937	122,092	125,869
介護医療院		0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設		0	0	0			
居宅介護支援		26,279	29,003	30,471	30,781	31,018	31,165
介護給付費計(I)		638,942	656,206	651,467	711,755	720,447	735,190

(2) 介護予防給付

単位:千円

区分	年度	実績額(令和5は見込)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護		0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護		776	781	890	929	930	930
介護予防訪問リハビリテーション		2,231	2,684	3,187	3,546	3,551	3,551
介護予防居宅療養管理指導		87	116	0	122	122	122
介護予防通所リハビリテーション		6,672	5,416	7,560	9,564	9,576	9,576
介護予防短期入所生活介護		333	213	0	160	161	161
介護予防短期入所療養介護【老健】		0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護【病院等】		0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護【介護医療院】		0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与		2,083	1,973	2,618	2,742	2,817	2,817
特定介護予防福祉用具購入費		452	580	555	555	555	555
介護予防住宅改修		1,785	2,051	3,642	3,960	3,960	3,960
介護予防特定施設入居者生活介護		339	0	0	714	715	715
地域密着型サービス							
介護予防認知症対応型通所介護		0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	0	0
介護予防支援		2,920	2,893	3,444	4,067	4,072	4,072
予防給付費計(Ⅱ)		17,678	16,707	21,896	26,359	26,459	26,459

(3) 総給付費

単位:千円

区分	年度	実績額(令和5は見込)			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
総給付費【(Ⅰ)+(Ⅱ)】		656,619	672,913	673,363	738,114	746,906	761,649
介護給付費計(Ⅰ)		638,942	656,206	651,467	711,755	720,447	735,190
予防給付費計(Ⅱ)		17,678	16,707	21,896	26,359	26,459	26,459



## 第2節 地域支援事業の現状と今後の見込み

地域支援事業とは、要支援・要介護など介護が必要な状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう支援するものです。

近年では家族や地域社会の機能が大きく変化しており、地域の福祉課題等を自らの問題として認識・共有し、活動につなげていくという地域福祉の考え方が求められています。

地域支援事業には、地域包括ケアシステムの構築に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」、「生活支援サービスの体制整備」などが位置づけられています。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成28年度から開始しています。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者の多様なニーズに対して、地域における生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防などのさらなる推進に努めています。

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス

民間の事業所による生活援助サービスや町独自の訪問型サービスを提供するとともに、社会福祉協議会との連携を強化し、生活支援の担い手の養成に努め、住民主体のサービスの創出を図り、多様かつ柔軟な訪問型サービスの提供を図ります。

##### ■訪問介護相当サービス

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ人数(人)	113	113	185	198	203	208

##### ■訪問型サービスA

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ人数(人)	185	249	325	332	339	347

## ②通所型サービス

介護保険サービス事業所や民間事業所等との連携を強化するとともに、住民主体の支え合い助け合う仕組みを通じて、多様かつ柔軟な通所型サービスの提供を図ります。

### ■通所介護相当サービス

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ人数(人)	275	229	300	306	315	321

### ■通所型サービスA

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ人数(人)	273	399	624	637	653	665

## ③その他の生活支援サービス

高齢者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援するため、住民ボランティアによるゴミ出しや見守り等を実施します。

## ④介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターにおいて、要支援認定を受けた者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対してアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

### ■介護予防ケアマネジメント

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン作成数(件)	1,181	1,080	1,230	1,230	1,230	1,230

## (2) 一般介護予防事業

高齢者が身近な地域において、自主的な介護予防活動を広く実施し、高齢者が積極的に事業に参加し、介護予防に向けた取組ができる地域社会の構築を目指して、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な活動の育成・支援事業を実施します。

平成17年度に取組を始めた元気モリモリ体操は開始から15年を超えました。大学等と連携して効果を検証したところ、医療・介護給付費の抑制効果があることが確認されました。今後も元気はつらつサポーターとともに元気モリモリ体操を推進して、高齢者が自主的に取り組めるよう、サポーターのスキルアップ講座などを開催し、継続的に支援します。

### ①介護予防把握事業

心身の状況を判定する基本チェックリストや、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

### ②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する普及啓発のためのパンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会・教室を開催します。

#### ■認知症予防脳トレ学校

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数(人)	125	132	150	150	150	150

#### ■歌の教室

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数(人)	84	168	200	200	200	200

#### ■歯科検診

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	37	29	37	40	40	40

■パートナークラブ(失語症者のつどい)

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数(人)	34	56	50	50	50	50

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場等への支援、介護予防につながる地域活動組織を育成・支援します。

■元気モリモリ体操等

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数(人)	4,500	4,805	5,000	5,000	5,000	5,000

■元気モリモリ大会

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	0	0	0	70	80	90

※新型コロナウイルスの影響で令和2年度から令和5年度まで中止。令和6年度から再開予定。

■元気はつらつサポーター

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ活動参加者数(人)	195	147	150	150	150	150

■足腰らくらく教室

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ参加者数(人)	436	557	550	550	550	550

④通いの場づくりを目的とした移動販売への支援

高齢者が近隣住民との交流の機会を増やす通いの場づくりのきっかけとして、集会所などを定期的に巡回する移動販売車の運行を支援します。

## ■移動販売車の運行

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ利用者数(人)	－	2,788	9,750	9,800	9,900	10,000

※令和4年11月開始

## ⑤一般介護予防評価事業

介護予防事業の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施するとともに、評価結果に基づく事業の改善・充実につなげます。

分析にあたっては、介護レセプトや要介護認定情報等を活用するとともに、個人情報への取扱いに配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていくことが求められています。

## ⑥地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行され、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組んでいます。

高齢者の医療や介護等の情報を活用し、健康課題の分析や対象者を把握した上で、関係機関と連携し、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場などへの関与（ポピュレーションアプローチ）を実施します。

## ①ハイリスクアプローチ

フレイル対策が必要と判断される高齢者や、健康状態が不明な高齢者などに対し、保健師等の専門職が個別支援を行います。

## ■後期高齢者のハイリスクアプローチ

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援人数(人)	17	27	38	40	40	40

## ②ポピュレーションアプローチ

高齢者の通いの場などへ保健師等の専門職が参加し、健康相談や健康教育などを行います。

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの運営

本町では、平成18年4月に「長瀬町地域包括支援センター」を設置し、保健・医療・福祉・介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運営業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点により運営しています。

地域での生活ニーズが多様化していく中で、高齢者やその家族等が身近なところで気軽に相談ができ、各種保健・福祉サービスを総合的、効果的に受けられるよう、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

### ①総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなど、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。具体的には、次の事業を実施します。

#### ①-1 地域における関係者とのネットワーク構築

要援護高齢者等支援ネットワーク会議を主として、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を活用し、地域全体で見守りができるよう、警察や消防等の関係機関ともさらに連携を取っていきます。

#### ①-2 高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握

民生委員・児童委員をはじめ、近隣で見守りができるよう体制の整備を行い、これまで以上に、要援護高齢者をいち早く発見できるよう、関係機関、地域の組織との関係づくりを行っていきます。

### ①－3 継続的・専門的な相談支援

初回相談時に、適確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施しています。

## ②権利擁護事業

認知症や認知機能の低下などにより判断能力が不十分な高齢者の権利擁護と高齢者虐待を防止するために次の事業を実施します。

### ②－1 成年後見制度の活用促進

判断能力等が十分でない高齢者の権利擁護や成年後見等については、社会福祉協議会と連携し、「地域福祉権利擁護事業」や関係機関の紹介等を行うとともに、成年後見制度についての広報・啓発を図ります。

### ②－2 被虐待高齢者の把握

被虐待高齢者の存在については、主治医や地域包括支援センターを中核としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護サービス提供事業者（ケアマネジャー、ヘルパー等）による把握等、広く情報収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。

### ②－3 高齢者虐待相談・対応

高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。

また、被虐待高齢者の生命または身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる場合は、町職員が立ち入り調査を実施し、状況によっては、行政措置として「緊急一時保護」対応を行います。

### ②－4 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターの専門職が中心となり、医療機関や福祉関係機関、警察等関係機関や地域団体などと地域ネットワークを構築し、必要な支援につなげていきます。

### ②－5 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、高齢者と関わりのある専門職等に必要な情報提供を行います。

### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域ケア会議を定期的を実施するなど、ケアマネジャーや栄養士・薬剤師などの専門職との協働や、地域の関係機関との連携を通じて、被保険者が地域において自立した生活を営めるよう日常生活の支援や要介護状態の軽減、又は悪化防止を目指した包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、後方支援を行います。

#### ③-1 包括的・継続的なケア体制の構築業務

地域ケア会議を中心とした事例の検討や話し合い、情報交換を定例的に行い、町内の医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取組ます。

##### ■サービス事業者からの相談

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(件)	4	33	60	60	60	60

#### ③-2 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務

地域の関係機関との連携会議や地域ケア会議の中で、困難事例等の検討を行うとともに、情報交換や研修の場として、連絡会議を開催していきます。

##### ■ケアマネジャーとの連絡会議

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	5	7	7	7	7	7

#### ③-3 地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務

個々の事例の対応から制度の確認など、ケアマネジャーの相談に随時対応していきます。必要に応じて同行訪問も実施します。

#### ③-4 支援困難事例等への指導・助言業務

個々のケアマネジャーが解決困難な事例については、同行訪問、サービス担当者会議への参加、または地域ケア会議を開催することにより、対応します。

##### ■ケアマネジメント相談

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数(件)	28	39	50	50	50	50



#### ④地域ケア会議の充実

地域ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、自立支援に向けた問題解決機能の向上を図ってきました。

今後も、在宅重度者（要介護3～5）の事例検討を行い、重度者が在宅で生活を送るために必要なサービスや支援を検討することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、ケアマネジメントする方策を研究するとともに、在宅軽度者が重度化しないよう、ケアマネジメントする方策を探り、重度化防止を図っていきます。

##### ④－1 地域課題の把握

医療・介護等に携わる多職種が協働し、継続して会議を開催し、個別課題、地域課題の把握に努めます。

##### ■地域ケア会議

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	5	7	7	7	7	7

##### ④－2 地域づくり・資源開発の検討

地域ケア会議を通じて、地域課題を地域の関係機関等と共有し、問題解決機能の向上を図ります。

##### ④－3 地域支援ネットワークの構築

地域ケア会議を定例的に実施することで、医療・介護等に携わる多職種による知識や情報の共有、関係強化を図り、地域支援ネットワークの構築をさらに推進します。

## (2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

第6期計画から、秩父圏域が共同で、ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進してきました。

具体的には、ちちぶ在宅医療・介護連携相談室（秩父市立病院内）の設置、多職種によるちちぶ圏域ケア連携会議の開催、地域包括ケアシステムに関する講演会の開催やリーフレットの配布を行いました。

今後も、後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制の整備や将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて前もって家族等と共有するACP（人生会議）の普及啓発を行う必要があります。

本町では、在宅医療と介護の連携した対応が求められる4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）で目指すべき姿を想定しています。

### ■在宅医療と介護連携のイメージ

#### 日常の療養支援

多職種が連携して本人と家族を支援し、在宅での療養生活を続けることができる。

#### 入退院支援

入院の医療機関と在宅を支える医療・介護関係機関が情報を共有して関わることで一貫した支援を受けることができる。

#### 急変時の対応

急変時の対応をあらかじめ想定し、往診や入院などできるだけ本人の意向に沿った対応をすることができる。

#### 看取り

本人の意向が尊重された形で、医療や介護のサービスを受け、最期の時を迎えることができる。

**①地域の医療・介護資源の把握**

秩父圏域において、地域の医療機関、介護事業所等の情報を取りまとめた冊子の作成、配付を行っていきます。

**②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討**

今後も地域ケア会議を継続して行い、高齢者の個別の課題、地域の課題の抽出を行っていきます。また、秩父圏域においてもちちぶ圏域ケア連携会議において、秩父地域で連携して解決していくべき課題について検討していきます。

**③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進**

秩父地域において、休日夜間等の連絡体制の構築を行っており、今後もさらに関係機関との体制の整備に努めます。

**④在宅医療・介護関係者の情報共有の支援**

在宅医療・介護情報を共有するツールとして「私の療養手帳」を作成・普及し、活用することで、医療・介護等に関する情報を共有できるよう支援します。

**⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援**

秩父圏域で設置したちちぶ在宅医療・介護連携相談室を中心に、在宅医療と介護サービスの連携がスムーズになるよう、相談室との連携を深めていきます。

**⑥医療・介護関係者の研修**

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、今後もちちぶ圏域ケア連携会議において、専門職に向けての研修等を企画、運営していきます。

**⑦地域住民への普及啓発**

地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するため、今後も秩父圏域において、ちちぶ圏域ケア連携会議で話し合いをしながら、講演会やフォーラム等を実施していきます。

**⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携**

今後も秩父圏域において、ちちぶ圏域ケア連携会議を継続して開催し、関係市町や関係機関との連携を強化していきます。

### (3) 認知症施策の推進

令和元年6月に「認知症施策推進大綱」、令和6年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。引き続き、これらに基づいて、認知症高齢者等の意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持ってともに生きることができる活力ある共生社会の実現のために、施策を進めます。

本町では認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、相談対応の充実を図るとともに、認知症カフェの定期的な開催、認知症サポーター養成講座等を開催し、地域で認知症の人を支える体制づくりを行ってきました。

また、平成28年度からは、秩父郡市合同チームとして、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症支援体制の構築を図ってきました。

今後も、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを展開していくため、認知症高齢者やその家族を見守り支援する普及啓発等の取組や、早期診断・早期治療等の認知症施策の推進を図ります。

#### ①普及啓発

地域・学校・職域など様々な場で、認知症サポーター養成講座や認知症講演会を実施し、認知症についての正しい知識の普及啓発を図り、認知症についての地域の人々の理解を深める取組を推進します。

#### ②チームオレンジの整備

認知症サポーター養成講座を受講済で、さらなる活動意欲のある方を対象にステップアップ講座を行い、認知症の方とその家族に寄り添い、ともに歩む伴奏者として地域で活動に取り組むチームオレンジを養成します。

#### ③人材育成

専門職の資質向上として、町内及び近隣介護施設、医療機関を対象に認知症対応力向上研修を実施します。

#### ④認知症早期診断・早期対応への支援体制の充実

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを活用して、認知症の知識を持つ人が認知症の人とその家族を訪問し、認知症における初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活のサポートを行います。

### ⑤医療機関・介護サービス事業所や地域支援機関との連携推進

認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう配置された認知症地域支援推進員を活用し、医療機関、介護サービス事業所や地域支援機関との連携推進と、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

認知症の様態に応じた適切なサービス提供の流れを示した「認知症ケアパス」を活用して、切れ目のない医療・介護等のサービスの提供を推進します。

### ⑥認知症カフェの充実

認知症の人やその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症に関心のある人が集う場として認知症カフェ（オレンジカフェ）を引き続き開催していきます。

また、町内事業所等による認知症カフェの開催を支援するとともに、事業所等の自主的な開催に向けて積極的に働きかけを行い、充実を図ります。

#### ■認知症カフェ

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	10	12	12	12	12	12
延べ参加人数(人)	199	261	250	250	250	250

### ⑦認知症になっても安心・安全に暮らせる地域での見守り体制の強化

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人の理解や認知症等にやさしいまちづくりを目指し、各地域において徘徊模擬訓練を実施します。

また、認知症高齢者等の安全を確保し、家族等の不安解消のため認知症高齢者等見守りシール交付事業を行います。認知症高齢者等が行方不明になった場合に、見守りシールのQRコードを読み取った発見者と家族等が通信し、認知症高齢者等の早期発見を行うものです。

さらに、要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、独居高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者虐待の早期発見・防止のための見守り体制を強化します。

#### (4) 生活支援サービスの体制整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加する現状のなか、高齢者が住み慣れた地域で、近隣とのつながりを保ち、生きがいを持ちながら安心して生活していくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備が必要です。

本町では平成28年度に生活支援体制整備協議体を設置すると同時に生活支援コーディネーターを配置しました。行政区長経験者、民生委員・児童委員、老人クラブ、商工会、介護事業所、シルバー人材センター、ボランティア団体、サロン関係者など、地域住民のリーダーとなる町民をメンバーとして協議体を編成し、定期的な話し合いを行っています。

今後は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者を支える地域の支え合い助け合いの体制づくりを推進していきます。

##### ①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を引き続き配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

また、生活支援コーディネーターを中心に、生活支援体制整備協議体での話し合いを進め、多様な主体による生活支援サービスや地域サロンの充実を図るとともに、活動主体のネットワーク構築を図ります。

##### ②生活支援体制整備協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、多様な関係機関の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための生活支援体制整備協議体を引き続き設置し、話し合いを進めるとともに、生活支援体制整備協議体を通じて地縁組織等多様な主体への働きかけを行い、地域住民による支え合い助け合いづくりを推進していきます。

##### ③生活支援ボランティアの養成と活用

地域のニーズを把握し、ニーズに合ったボランティアを養成するとともに、生活支援サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、生活支援コーディネーターがニーズと地域資源のマッチングをしていきます。

## ■生活支援ボランティアの養成

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成人数(人)	36	32	20	30	30	30

## 3 任意事業

## (1) 給付費適正化事業

要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化及び介護報酬の適正化を行い、介護保険制度の信頼性を高めます。

## ①要介護認定の適性化

認定調査の内容について点検することにより、適切・公平な要介護認定を図ります。また、一次判定から二次判定の重軽度率の地域差等の格差是正を図ります。

## ■認定調査内容点検

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	444	524	480	480	480	480

## ②ケアプラン等の点検

## ②-1 ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成したケアプランを点検し、個々の受給者が真に必要なサービスや状態に適したサービスを確保するとともに、継続的にケアプランの質の向上を図ります。

## ■ケアプランの点検

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	96	76	60	60	60	60

## ②－2 住宅改修の点検

改修工事施工前に、見積書や現地確認を行うとともに、訪問等により施工状況を確認し、適切な改修が行われているか点検を実施していきます。

### ■住宅改修の点検

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	31	33	40	40	40	40

## ②－3 福祉用具購入・貸与調査

利用者や事業所に対し訪問調査等を行うことで、福祉用具の必要性や利用状況を確認することで、受給者の状態にそぐわない不適切・不要な福祉用具を排除し、真に必要な福祉用具の利用を進めます。

## ③縦覧点検・医療情報との突合

### ③－1 縦覧点検

受給者ごとの複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、請求誤り等を発見します。

### ③－2 医療情報との突合

医療と介護の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を排除します。

## ④介護給付費通知

受給者に対し、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知（年2回）することにより、不正請求を抑制するとともに、受給者自身が自ら受けているサービスの確認を啓発します。今後、費用対効果の検証や通知方法の見直しを行います。

## ⑤国保連が提供する給付実績の活用

不適切な事業者や給付を発見し、適正なサービス提供と事業者の指導育成を図ります。



## (2) 家族介護支援事業

### ① 介護家族のつどい

家族等を介護している方や関係者などが、語らうつどいを開催します。あわせて、介護や自身の健康維持に関する勉強会を実施します。

#### ■ 介護家族のつどい

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	12	11	11	11	11	11
延べ参加人数(人)	2	65	65	70	70	70

### ② 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ等）の支給等を実施します。

#### ■ 紙おむつ等の支給

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延べ支給人数(人)	49	31	39	50	50	50

## (3) その他の事業

### ① 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行うとともに、利用促進のための啓発活動、相談事業などを行います。

### ② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

#### ■ 福祉用具・住宅改修支援事業

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	1	0	1	1	1	1

### ③認知症サポーター養成講座

認知症の高齢者が安心して地域で生活していくためには、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の支え合いが必要です。認知症を正しく理解し、支援する人(サポーター)を養成する講座を開催します。

#### ■認知症サポーター養成講座

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	7	7	7	7	7	7
延べ参加人数(人)	210	189	165	170	170	170

### ④地域自立生活支援事業(高齢者配食サービス事業)

地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業として、ひとり暮らし高齢者等に地域の事業所が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、栄養バランスの取れた食事を提供することで、栄養面の質の向上を図ります。

#### ■地域自立生活支援事業(高齢者配食サービス事業)

	実績値(令和5年度は見込値)			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数(人)	10	5	6	10	10	10
延べ配食数(食)	907	865	410	680	680	680

## 第3節 保険料の算定

### 1 標準給付費見込額及び地域支援事業費

介護サービスの見込量及び地域支援事業に基づく令和6年度から令和8年度までの事業費は次のとおりです。

#### ■標準給付費見込額及び地域支援事業費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
①標準給付費見込額	780,792	790,185	805,201	2,376,178
総給付費	738,114	746,906	761,649	2,246,669
特定入所者介護サービス費等給付費	25,658	26,019	26,184	77,861
高額介護サービス費等給付費	14,735	14,945	15,039	44,719
高額医療合算介護サービス費等給付費	1,895	1,920	1,932	5,747
審査支払業務委託料	390	395	397	1,182
②地域支援事業費	46,284	47,112	47,954	141,350
介護予防・日常生活支援総合事業費	22,368	22,845	23,331	68,544
包括的支援事業・任意事業費	23,916	24,267	24,623	72,806
介護保険事業費の合計(①+②)	827,076	837,297	853,155	2,517,528

## 2 介護保険事業費の財源構成

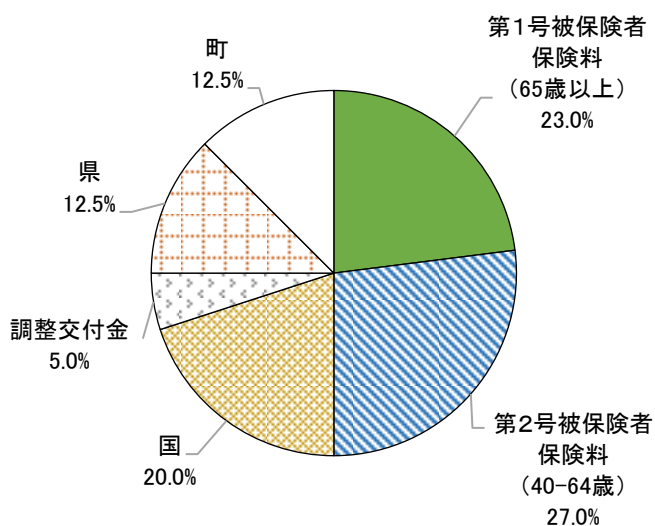
令和6年度から令和8年度までの保険料負担のうち第1号被保険者の負担割合は23.0%、第2号被保険者の負担割合は27.0%となります。

介護保険給付費のうち居宅給付費及び地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、公費負担が50.0%（国20.0%、調整交付金5.0%、県12.5%、町12.5%）と保険料負担が50.0%（第1号被保険者23.0%、第2号被保険者27.0%）となります。

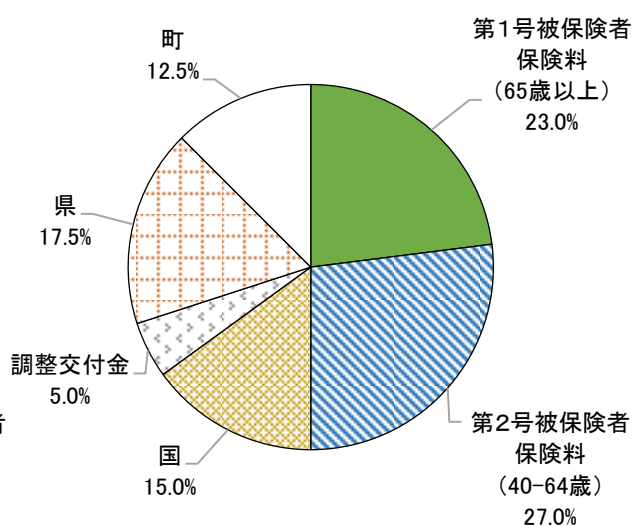
介護保険給付費のうち施設等給付費の財源構成は、国の負担が15.0%、県の負担が17.5%となります。

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業の財源構成は、第2号被保険者の負担がなく、公費負担が77.0%（国38.5%、県19.25%、町19.25%）となっています。

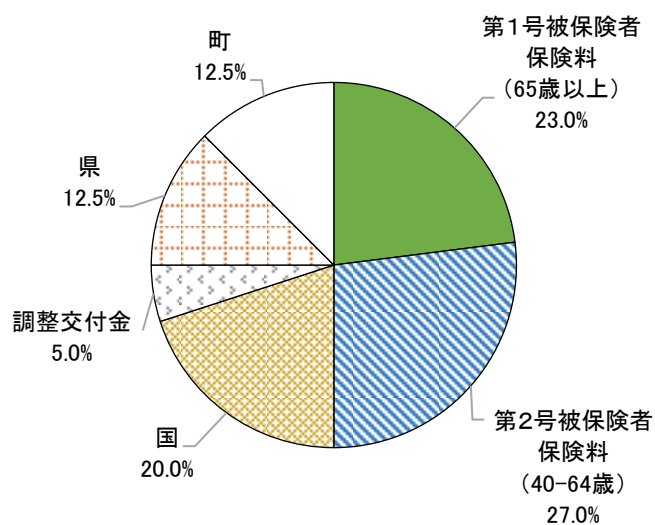
■介護保険給付費のうち居宅給付費



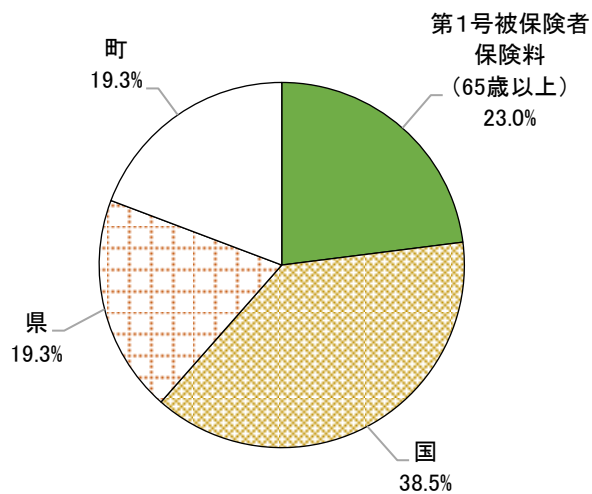
■介護保険給付費のうち施設等給付費



■地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業



■地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業



### 3 第1号被保険者の保険料の算定

#### ■第9期計画期間の第1号被保険者の保険料基準額

項目	計算	金額等
標準給付費見込額 (a)	—	2,376,178,449 円
地域支援事業費 (b)	—	141,350,000 円
第1号被保険者負担分相当額 (c)	$(a+b) \times 23.0\%$	579,031,543 円
調整交付金相当額 (d)	—	122,236,122 円
調整交付金見込交付割合 (e)	—	4.1%
調整交付金見込額 (f)	—	100,653,000 円
保険者機能強化推進交付金等交付見込額 (g)	—	6,000,000 円
準備基金取崩額 (h)	—	58,725,000 円
保険料収納必要額 (i)	$c+d-f-g-h$	535,889,666 円
予定保険料収納率 (j)	—	98.0%
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後) (k)	—	7,995 人
保険料基準額【年額】 (l)	$i/j/k$	68,400 円
保険料基準額【月額】 (m)	$l/12$	5,700 円

#### ■【参考値】令和 22(2040)年度の第1号被保険者の保険料基準見込額

項目	計算	金額等
保険料基準額【年額】	—	約 96,000 円
保険料基準額【月額】	—	約 8,000 円

※本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、再度推計を行うものとしします。

#### ■【参考値】令和 32(2050)年度の第1号被保険者の保険料基準見込額

項目	計算	金額等
保険料基準額【年額】	—	約 102,000 円
保険料基準額【月額】	—	約 8,500 円

※本計画策定時の推計値であり、今後の高齢化等の状況を勘案し、再度推計を行うものとしします。

## 4 所得段階別保険料の算定

令和6年度から令和8年度までの3年間の所得段階別保険料は次のとおりです。

### ■所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額(円)	月額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.455	31,120	2,593
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.685	46,850	3,904
第3段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.69	47,190	3,933
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	61,560	5,130
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	基準額	68,400	5,700
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	82,080	6,840
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	88,920	7,410
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	102,600	8,550
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	116,280	9,690
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	129,960	10,830
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	143,640	11,970
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	157,320	13,110
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	164,160	13,680

※第1～3段階は負担軽減前の額（公費によって負担が軽減されます）。

## 第6章 計画の推進体制





## 第1節 地域包括ケアシステムの深化・推進

### 1 保健・福祉・医療の連携強化

#### (1) 行政内部における関係部門との連携

高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉分野との連携はもとより、コミュニティ活動、住宅、就労、教育、まちづくり担当課等との幅広い分野との連携を図ります。

#### (2) ちちぶ版地域包括ケアシステムの深化・推進

地理的・文化的な生活圏域となっている秩父圏域において、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化や推進を図ります。

#### ■ちちぶ版地域包括ケアシステム



#### (3) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに暮らせるよう、区長会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、商工会、シルバー人材センター、ボランティア団体等との連携を図り、高齢者を支える体制づくりに努めます。

## 2 サービス提供事業者等との連携・提供基盤の強化

介護保険サービスを提供する民間事業者と情報交換と情報連携を深め、高齢者に総合的にサービスを提供する体制づくりを進めます。

また、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなども含めた身近な地域における多様なニーズに応じていくため、「共生型サービス」の実現に向けて、事業所等への働きかけを図るとともに、サービスの実現に向けて連携を強化し、サービス基盤の強化を図ります。

さらに、地域における民間事業者の多様性を図るため、在宅サービス提供事業者を中心として、新たな参入やサービス内容の多様化などを適切に促進するとともに、介護人材の確保及び資質の向上に努めます。

## 3 多様な相談体制の整備

近年では、高齢者の生活環境やニーズの変化により、相談内容も多様化しています。また、介護の悩みや不安などは突然やってくる場合もあります。高齢者やその家族が身近な場所で必要な時に相談できるよう、在宅介護支援センターの体制整備など多様な相談体制を整備するとともに、迅速に対応できる体制づくりをめざします。

また、必要なサービスが適切に提供できるよう、保健福祉サービスや介護保険サービスの利用に関する相談体制の充実を図ります。

さらに、高齢者の尊厳が守られ、安心して暮らせるよう、サービス利用上の苦情・相談に対応する体制の充実を図ります。

## 4 情報の提供

### (1) 情報提供体制の充実

介護保険制度では、利用者が自らの責任においてサービスを選択し、サービス事業者と契約することで、サービスが提供されています。利用者が必要な介護サービスを、より効果的に利用するためには、利用者が適切で十分な情報を持っていることが必要です。

そのため、必要なサービスを自らの選択に基づき適切に利用できるよう、情報提供体制の充実に努めます。

## (2) 利用手続きに対する支援

必要なサービスが誰にでも利用しやすくなるよう、サービスの利用手続きに対する支援を行います。

また、要支援や要介護になるおそれのある高齢者等に対して、適切な情報の提供や利用手続きに対する支援を積極的に行います。

## 5 関係機関・団体等との連携強化

高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスや行政が提供するサービスだけでは十分とはいえません。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくためには、地域住民による見守り活動や話し相手、相談相手として、精神的な支えが欠かせません。

また、社会福祉協議会はもとより、民生委員・児童委員、シルバー人材センター、老人クラブなどは、多様な福祉活動を行っており、地域福祉の担い手あるいは活動主体として期待されています。

今後も、これらの組織との連携を強化し、地域住民の活躍によるあたたかいまちづくりを進め、高齢者を支え合う体制づくりに努めます。

## 6 県との連携強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、今後必要となる介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況等の情報収集及び情報提供に努めます。

また、業務の効率化の観点においても、県と連携しながら、手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるなど、介護事業者及び自治体の業務効率化を推進します。

## 7 災害や感染症対策に係る体制整備

### (1) サービスの継続利用のための連携体制

災害や感染症の発生時においても、サービスを継続して提供できるよう、介護事業所等との連携体制の強化を図ります。

**(2) 関連計画に基づく平時からの体制整備**

平時からの事前準備や情報発信など、「長瀬町地域防災計画」や「長瀬町新型コロナウイルスエンザ等対策行動計画」などの関連計画に基づき、体制整備に努めます。

## 第2節 介護給付適正化の推進

### 1 介護給付適性化の意義

介護給付の適正化を図り、不適切な給付費を削減することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費及び介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

### 2 実施目標

これまで、主要介護給付等費用適正化事業として「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」の主要5事業を実施してきました。

今後は、介護給付適正化の取組をさらに推進する観点から、主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、「介護給付費通知」を任意事業として位置づけ、主要事業から除外するとともに、「住宅改修等の点検」を「ケアプランの点検」に統合し、「要介護認定の適正化」「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業が主要事業として再編されました。

このため、第9期計画では、新たな主要3事業を実施するとともに、これまでの実施状況や効果を踏まえ、介護給付の適正化を図ります。

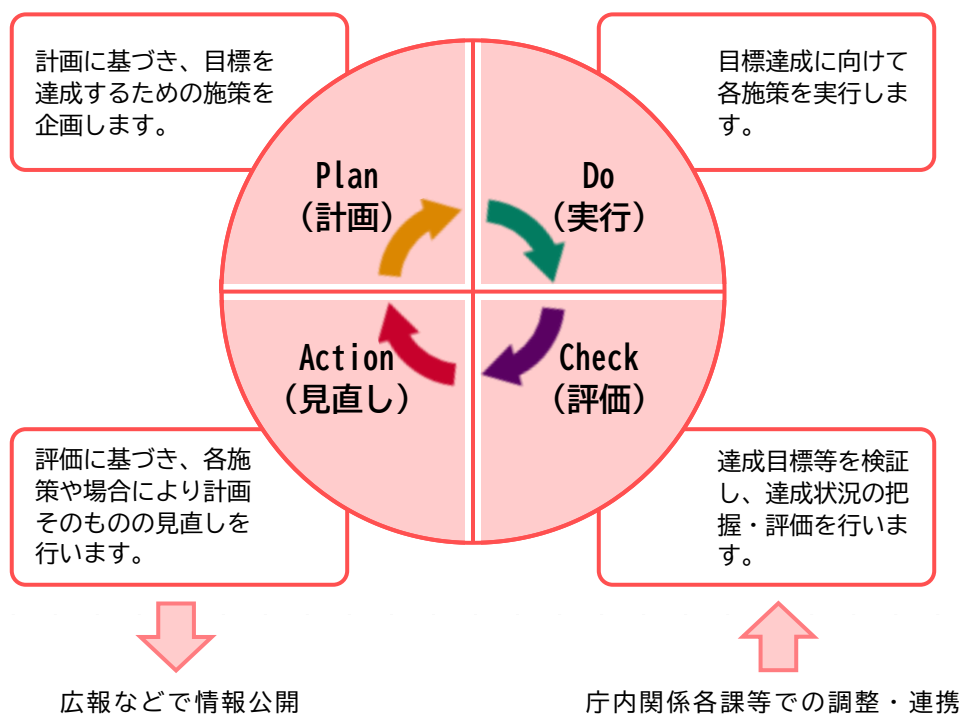
### 第3節 計画の進行管理と事業の評価

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについては、年に1回以上進行管理と事業評価を行い、各施策・事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組などを推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

#### ■PDCAサイクルの概念図



## 資料編





# 1 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日

告示第 1 号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱(平成 8 年長瀬町告示第 2 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- (2) 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉介護課及び健康こども課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第3条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則（令和5年告示第25号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	役職等	備考
1	板谷 定美	社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
2	新井 利朗	長瀬町区長会 会長	
3	南須原 宏城	南須原医院 院長	
4	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
5	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
6	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長	
7	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
8	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
9	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	会長職務代理
10	植松 由男	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
11	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
12	齊藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
13	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
14	関根 泉	埼玉司法書士会会員（司法書士法人アイランズ）	
15	浅見 洋	秩父福祉事務所 所長	
16	山田 理絵	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
17	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
18	南 哲也	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
19	井深 道子	長瀬町教育委員会 教育長	
20	金澤 裕治	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

### 3 計画策定の経緯

年月日	策定経過
令和5年1月6日～ 1月20日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の実施
令和5年7月20日	<p>第1回長瀬町健康福祉推進委員会</p> <p>(1) 長瀬町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定及びアンケート調査の実施について</p> <p>(2) 第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定及びアンケート調査の結果について</p> <p>(3) 第2期長瀬町健康増進・食育推進・自殺対策計画策定のためのアンケート調査（町民とつくる健康長寿プロジェクト）等について</p>
令和5年11月6日	<p>第2回長瀬町健康福祉推進委員会</p> <p>(1) 「長瀬町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」アンケート調査集計結果及び骨子（案）について</p> <p>(2) 「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」骨子（案）について</p>
令和5年12月20日	<p>第3回長瀬町健康福祉推進委員会</p> <p>(1) 「長瀬町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（案）について</p> <p>(2) 「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（案）について</p>
令和5年12月25日～ 令和6年1月26日	パブリックコメントの実施
令和6年2月14日	<p>第4回長瀬町健康福祉推進委員会</p> <p>(1) 「長瀬町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（案）について</p> <p>(2) 「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（案）について</p>
令和6年3月	「第9期長瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の公表

## 4 秩父圏域の介護施設一覧

種別	施設名	定員	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム	ながとろ苑	87名	長瀬町大字野上下郷428	69-2055
	白砂恵慈園永田屋（地域密着型）	29名	秩父市永田町9-3	26-6311
	杏子苑	120名	秩父市寺尾3900-1	25-1983
	偕楽苑	100名	秩父市蒔田1977	23-2313
	白砂恵慈園	80名	秩父市吉田久長186-1	77-0099
	桜の園	50名	秩父市和泉町18	26-7650
	楓の森（地域密着型）	29名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	荒川園	50名	秩父市荒川贄川1088	54-1500
	愛宕の杜	60名	秩父市大野原786	26-7305
	ウエルハイム・ヨコゼ	90名	横瀬町大字横瀬5806-1	25-0120
	絆の丘（地域密着型）	29名	横瀬町大字横瀬2197-1	21-7070
	悠う湯ホーム	78名	皆野町大字下日野沢3906-3	26-5043
	小鹿野苑	85名	小鹿野町下小鹿野2551	75-3920
	巨香の郷（地域密着型）	29名	小鹿野町小鹿野471	26-7705
	花菖蒲・両神	70名	小鹿野町両神薄1060-1	72-8050
介護老人保健施設	縄文の里長瀬倶楽部	81名	長瀬町大字岩田587	66-0000
	うらら	100名	秩父市中村町3-6-24	27-0250
	ピッラ・ベッキア	100名	秩父市寺尾2744	22-7026
	なでしこ	100名	横瀬町大字横瀬5850	25-7200
養護老人ホーム	秩父市立養護老人ホーム長寿荘	50名	秩父市蒔田1977	23-9335
	小鹿野町立養護老人ホーム秩父荘	50名	小鹿野町下小鹿野2551	75-0201
グループホーム	エルダーホームながとろ	18名	長瀬町大字岩田334-1	66-3505
	グループホーム上野陽だまりの家	18名	秩父市大宮5533-1	21-2150
	ひまわりの家	9名	秩父市山田2699	22-0644
	あおば	27名	秩父市小柱196	62-5357
	ひなた	9名	秩父市吉田久長193	72-6061
	楓	18名	秩父市荒川上田野771	54-3210
	万年青	18名	横瀬町大字横瀬6160-3	26-6071
	大浜	18名	皆野町大字皆野302-2	26-7410
	梅こよみ	18名	皆野町大字国神854-6	63-1212
	茅の里	18名	小鹿野町長留901-1	75-3681
	わらび苑	9名	小鹿野町長留3073	75-1890
	さくら	18名	小鹿野町般若821	75-4370

種別	施設名	定員	所在地	電話番号
有料老人ホーム	シルバーホームかわも	28名	長瀬町大字長瀬427-1	69-1333
	シニアホーム武甲の郷	34名	秩父市日野田町2-14-5	27-8181
	シンシアホーム宮杜	30名	秩父市番場町6-4	26-7373
	ケアホーム楓	30名	秩父市荒川上田野768	54-3210
	ガーデンハイム楓	30名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	ふるさとホーム長瀬	46名	皆野町大字金崎75-7	62-3266
サービス付き 高齢者向け住宅	しあわせの森	36名	長瀬町大字長瀬 293	26-5740
	彩花のさと長瀬	29名	長瀬町大字岩田 600-1	26-7460
	ゆいま～る花の木	24名	秩父市上町3-19-13	26-7058
	サンライズホーム (特定施設入居者生活介護)	25名	秩父市山田 191-1	23-0101
	レジデンス秩父皆野	26名	皆野町大字皆野1584- 1	26-7188
	おおばたけ	8名	小鹿野町両神小森290-5	26-6880
ケアハウス	藤の郷	60名	秩父市日野田町2-22-30	22-7366
	悠う湯ホーム	50名	皆野町大字下日野沢3906-3	26-5040
小規模 多機能型居宅 介護施設	エルダーホーム木の葉	25名	長瀬町大字岩田333-5	26-7114
	小規模多機能型居宅介護 生協花の木ホーム	29名	秩父市上町1-12-11	25-2000
	おおるりの里	25名	秩父市寺尾3373-1	25-1820
	多機能ホームなの花フォレスト	24名	秩父市黒谷1387-1	26-5587
	多機能ホームりらフォレスト	24名	秩父市栃谷435-1	22-6687
	小規模多機能居宅介護万葉の郷	24名	秩父市下吉田7624-4	26-7515
	小規模多機能型居宅介護楓の森	25名	秩父市荒川上田野766-1	54-3210
	小規模多機能ホーム巨香の郷	29名	小鹿野町小鹿野471	26-7706
看護小規模 多機能型居宅 介護施設	コンフォート	29名	秩父市下影森888-5	25-1501

※町福祉介護課調べ（令和6年1月10日現在）

## 5 用語解説

### あ行

用語	解説
アセスメント	支援が必要な方の状態像を理解し、解決しなければならない課題を把握し、分析するために直面している問題や状況の本質、原因を理解し、必要な支援を検討したり、将来の行動を予測したりするなど援助活動に先立って行われる一連の手続きです。
一般介護予防事業	介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・効率的な介護予防に資する事業です。
NPO	Non Profit Organizationの略語で「非営利組織」、利益を目的としない活動・事業を行う団体・組織です。

### か行

用語	解説
介護医療院	平成30年4月から新たに創設された施設で、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供します。
介護給付	介護が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付です。対象となる人は、要介護1～要介護5の方です。
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度です。
介護予防	元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことをさします。
介護予防・生活支援サービス事業	在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつです。介護保険の円滑な実施を促進するために設けられ、配食サービス事業、外出支援サービス事業等、市町村独自の事業があります。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業のことです。
共生型サービス	高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに位置付けられたサービスです。

用語	解説
協働	町民と行政が対等な立場で、共通する課題の解決のために、それぞれ持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、その結果、満足度の高い町民サービスを生み出すことです。
ケアハウス	60歳以上の人であって、身体機能の低下が認められるなど居宅において生活することが困難な高齢者に対して、生活相談や食事など日常生活に必要なサービスを行うことによって自立した生活が継続できるよう工夫された施設。軽費老人ホームの一種です。
ケアプラン	要介護（要支援）認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関する介護支援計画のことです。
ケアマネジメント	要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動です。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職です。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者等に代わって援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のことをいいます。
高齢化率	高齢化率とは全人口に占める65歳以上の人の割合。高齢化率7.0%で「高齢化社会」、高齢化率14.0%以上で「高齢社会」、高齢化率21.0%を超えると「超高齢社会」と言われています。
高齢者虐待	養護者による高齢者の生命・生活の維持や人権・人格を侵すような言動のことをいい、次のような種類に分けられます。①身体的虐待（殴る・蹴る・やけどを負わせるなどの暴力行為等）、②性的虐待（本人との合意に基づかない性的接触等）、③経済的虐待（現金・クレジットカード等を無断で使う、資産を奪い取る等）、④心理的虐待（ののしり、脅迫、侮辱、わざと返事をしない等）、⑤世話の放棄・放任（適切な介護をしない・できない、必要な保健福祉医療サービスを利用しない等）

## さ行

用語	解説
サービス付き高齢者 向け住宅	高齢者住まい法の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことを指します。民間事業者などによって運営され、都道府県単位で認可・登録された賃貸住宅であり、自立あるいは軽度の要介護状態の高齢者を受け入れています。



用語	解説
作業療法	身体又は精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により専門的に行われる治療行為のことであります。
在宅医療	できる限り住み慣れた家庭や地域で療養することができるよう患者の自宅で行われる医療行為のことであります。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の、健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体です。通常、「社協」と呼ばれています。
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へと改正されました。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のことであります。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められています。
シルバー人材センター	高齢者の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献することを目的とした機関のことであります。
審査支払手数料	国民健康保険団体連合会に、介護サービス事業所から提出される介護給付費請求書の審査及び支払業務を委託しており、その審査支払事務に対して支払う手数料のことをいいます。
生活機能	人が生きていくための機能全体のことで、心身機能だけでなく、日常生活動作や家事、職業能力や家庭や社会での役割のことであります。
生活支援コーディネーター	要支援高齢者の生活支援の担い手となるボランティアの育成やサービス提供団体のネットワーク、地域資源の開拓など、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。
生活習慣病	糖尿病、脂質異常症、高血圧など食生活や喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられる疾患です。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度です。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人等がご本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。

用語	解説
前期高齢者	65～74歳の高齢者のことをいいます。

## た行

用語	解説
第1号被保険者 第2号被保険者	介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けた場合は介護保険サービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は、サービス利用が特定の疾病による場合に限定されます。
団塊の世代	昭和22～24年（1947～1949年）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代を指します。他世代と比較して人数が多いことからこの呼び名が付いています。
団塊ジュニア世代	昭和46～49年（1971～1974年）の第二次ベビーブーム時代に生まれた世代を指します。団塊の世代の子どもの世代に当たるために「団塊ジュニア」と呼ばれます。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域ケア会議	実施主体は、地域包括支援センターや市町村です。地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的として実施する会議のことです。
地域支援事業	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業です。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供できるような地域の体制のことです。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメント支援業務の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関です。

## な行

用語	解説
日常生活圏域	住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して設定されるものです。
認知症	脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられます。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なります。
認知症ケアパス	認知症になった場合に、どこでどういったサービスを受けることができるのかの具体的なイメージを持つことができるように、認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したものです。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援する人のことです。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族等からの相談を受けて、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立した生活のサポートを行うチームのことです。
認知症地域支援推進員	地域包括支援センターに配置され、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして役割を担う人のことです。

## は行

用語	解説
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことです。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の日常生活や社会生活を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な、さまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。
避難行動要支援者	これまでの「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、災害が発生した時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を要する人のことです。
被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方は、介護保険の第1号被保険者となります。原因に関わらず、介護や支援が必要と認定されたときにサービスを利用できます。 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、介護保険の第2号被保険者となります。特定の疾病が原因で介護や支援が必要と認定されたときのみサービスを利用できます。

用語	解説
ふれあいいきいきサロン	地域住民がボランティアと協働して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行っていく活動です。家に閉じこもりがちな在宅の高齢者や障がい者、子育て中の親子などが参加し、ボランティアとともに自由な発想で活動を企画し、自主的に運営するもので、主に地域の社会福祉協議会が支援を行っています。
フレイル	高齢者に多くみられ、高齢期の生活機能や生活の質（QOL）を低下させる症状・病態（老年症候群）の一つで「虚弱」と訳されます。介護予防にかかる事業やサービス提供では、必要に応じてフレイル予防の視点で関わるのが重要とされます。

## ま行

用語	解説
民生委員	民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、助言・援助を行います。

## や行

用語	解説
ヤングケアラー	埼玉県では、ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方をヤングケアラーと定義しています。また、令和2年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」が制定され、条例の基本理念である「全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる」ように、県だけでなく「県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくこととしています。
有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、または食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜等の供与をする事業を行う施設です。介護付き、住宅型、健康型があります。
要介護者	介護が必要な状態にある65歳以上の人及び介護が必要な状態にある40歳以上65歳未満の人であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいが増加に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病によって生じたものであるものです。
要介護状態	要介護状態とは、身体的または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると認められる状態で、要介護状態区分のいずれかに該当するものをいいます。

用語	解説
要介護状態区分	要介護状態区分は、その介護の必要の程度に応じて次の5つの区分に分けられます。①要介護1（部分的介護を要する） ②要介護2（軽度の介護を要する） ③要介護3（中等度の介護を要する） ④要介護4（重度の介護を要する） ⑤要介護5（最重度の介護を要する）
要介護認定	介護給付を受けようとする被保険者が、要介護状態に該当すること、及びその該当する要介護状態区分について受ける市町村の認定をいいます。
養護老人ホーム	身体的・精神的・経済的理由等により、在宅において養護・介護を受けることが困難な、原則65歳以上の高齢者を対象にした入所施設です。
要支援状態	いつも介護が必要な状態ではないが、その軽減や悪化防止に役立つ支援を必要とする状態、あるいは日常生活を営むのに支援が必要な状態にあると認められる状態をいいます。
要支援認定	予防給付を受けようとする被保険者が、要支援状態に該当すること、及びその該当する要支援状態区分について受ける市町村の認定をいいます。
予防給付	支援が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付です。対象となる人は、要支援1及び要支援2の方です。

## ら行

用語	解説
理学療法	病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人に、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、運動能力の維持・改善を目的に運動や電気刺激、マッサージ、温熱等などの物理的手段を用いて行われる治療法です。

## 第9期長瀨町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：長瀨町役場 福祉介護課

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀨町大字本野上 1035 番地1

TEL:0494-66-3111

URL:<https://www.town.nagatoro.saitama.jp/>